

建設水道常任委員会

平成17年8月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二 ○中川 靖広 浅井 正八
小野 隆雄 吉川 勝義

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	堤 和雄
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	観 光 産 業 課 長	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	同 課 長 補 佐	角井 敏文
都市整備課長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	井上 究	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 中川委員、浅井委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会
を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、中川委員、浅井委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
り、継続審査として公共下水道事業に関することについての審査の他、
9月定例議会提出予定議案、各課報告事項等について受けてまいりま
す。
初めに、1. 継続審査の公共下水道事業に関することについてを議
題といたします。理事者の説明を求めます。谷口下水道課長

下水道課 それでは、継続審査であります、公共下水道に関することについて
長 ご報告いたします。まず、公共下水道の整備の状況でございます。お
手元の資料1-1をご覧くださいませでしょうか。

青色の一点鎖線で囲んでおります区域が、事業認可区域で、現在2
45ヘクタールございます。この区域につきましては、平成22年ま
でに整備を進めていく区域でございます。そのうち、黄色に着色して
おります部分が、平成16年度末に完了している区域で、97ヘクタ
ールございます。また、ピンク色に着色している部分でございますが、
6月議会委員会でも報告させていただきましたが、平成17年度に整

備を進める予定の区域で、約12ヘクタールございます。平成17年度末には合計、約109ヘクタールの整備が終わる予定でございます。なお、供用開始につきましては一団の区域の整備が完了する地域から、順次、供用開始に向けての準備も平行して進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、町の公共下水道事業の進捗状況でございます。資料、次のページ、1-2でございます。まず、3月24日に入札を終えております龍田北1丁目地内、第12処理分区第2工区-1、図中ピンク色路線でございます。施工業者が清川組、及び、そして、黄色路線でございます、第2工区-2、施工業者、株式会社中谷組でございます。それにつきましては、進捗率70パーセントで順調に工事が進められているところであります。

また、7月28日に入札を執行いたしました小吉田2丁目地内第12処理分区第1工区-4工事、図中ベージュ色路線、株式会社二隆建設、阿波2丁目地内第14処理分区第16工区-1工事、図中青色路線、宮崎建設株式会社、服部1丁目地内第12処理分区第11工区-1工事、図中紫色路線、株式会社青山組につきましては、現在、それぞれ工事着手前の準備作業が進められておる状況でございます。

次に、図中赤色路線でございますが、後ほど、9月議会定例会に上程を予定しております議案についてご説明させていただきますが、第12処理分区龍田北汚水幹線2工区工事でございます。

次に、公共下水道の供用開始の状況でございます。次のページ、資料1-3でございますが、公共下水道接続申請状況でございます。1-3、ご覧いただけますでしょうか。7月末現在の状況でございますが、確認申請受付件数が390件、検査済み件数が327件でございます。また、融資あっせん利用件数が7件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が3件でございます。今後も、公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えており、浄化槽雨水貯留施設転用につきましても、活用していただけるよう、更に啓発に努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、地域再生計画にあります、汚水処理施設整備交付金事業についてでございますが、去る7月19日に認定をいただきました。これにより、今後、国庫補助金と交付金とを有効に活用することにより、より一層の公共下水道の整備拡大を進めてまいりたいと考えております。また、本年、公共下水道が供用開始したことを記念し、9月10日に開催されます愛と輝き夢フェスタの中で、水環境フォーラムを開催いたします。お手元の資料1-4のチラシでございます。

その内容といたしましては、9月10日、いかるがホール大ホールにおきまして、13時15分より、「いにしへの川づくり これからの水環境」をメインテーマといたしまして、講師に奈良大学名誉教授であります水野正好先生、そして、元NHKアナウンサーで現在、千葉商科大学助教授であります宮崎緑先生、そして、国土交通省より、流域下水道計画調整官でございます石橋調整官を招き、水野先生及び宮崎先生におきましては基調講演を、また、その後、水野先生をコーディネーターといたしまして宮崎先生、石橋調整官、町長による水にまつわるパネルディスカッションを予定しております。

また、チラシの裏面におきましては、公共下水道の目的と利用のお願い、また、不用となる浄化槽の再利用についての啓発を掲載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 この前、6月13日の委員会で私の方からお願いしてました平成22年までの計画ですね、それを示してもらいたいという事で、現在、説明あった中の、まだ済んでないところですね、ここは18年度でやっていく、ここは19年度でやっていく、22年までの計画を示してもらいたいと思っていたんですけども、今の説明では全体的な説明だけであって、されていない。私はなぜ、それを申し上げるかと申し

ますと、今現在、浄化槽は使っているんですけども、老朽化になって、修繕せなあかん、極端な言い方したら新しく替えんなあかんという方もあるわけです。それが仮に来年入るのでしたら、一年間位でしたら安易な、簡素な修繕でいけるけれども、22年になると5年間、これはもう辛抱できませんわな。自分ところは何とか努力したいと思ってもやっぱり周囲の方から苦情が出ると思うんです。やはりその計画をやっぱり私は出来たら示していただきたいと思うんですが、それは無理ですか。

下水道課長 ただいまの質問でございます。我々としたしましては、各年度ごとに年次計画を相交えてやっていく、確かにそういう形でやるべきものであると考えております。しかしながら昨今の国の三位一体改革の中で補助金等の削減がされる中で、ただ、補助金確定ならないところで、ここはこの年度ですというお約束は果たして、100%しきれない部分があるという事でご理解いただきたいと思えます。しかしながら、そういった中でも交付金事業、地域再生事業におけます交付金等の事業をとりまして、財源を確保する事によって、順次整備の拡大を進めていく事に努めているという事でご理解いただきたいと、よろしくお願いたします。

吉川委員 課長、言葉返すようやけど、今の課長の答弁やったら22年まで、これ、今考えているとこ、できませんやんか。もし補助金つかなかつたらできない。町はこれ、22年までに、今、ここに示されたところはやりたいとおっしゃっているんです。やっぱりそれに基づいて最大の努力を、私いつも申し上げますように、やっぱり町も、また議会もあげて、私はやっぱり陳情を繰返すとかして、やっぱり予算を獲得せなあかんと思う。ただ、22年までするやつを、18年から22年まで、どことどことしてもらえるかと、やはり皆さん準備あると思うんです。それはできないんですか。

上下水道
部長

昨年も吉川委員の方から色々質問があったと思います、できないか、という事で。昨年もやはりこの、翌年度につきましても12月定例議会の委員会中でご報告させていただいたと思うんです。仮に今現在、6月議会で来年度の整備区域をお示しせい、と言われてましても今現在ではお示しできない状況であります。それが例えば公式として出てきた場合に、予定は予定ですけれども、出てきた場合に、吉川委員おっしゃいました、来年、ちょっと計画やってんねん、うちの家が。そしたら、この6月委員会、うちの家が入ってきたと。ところが10月、11月、事前協議の段階でどうしてもしぼんできた、となる事もございますので、昨年度も12月定例議会中で翌年度の区域についてはお示しすることは出来ますけれども、それ以上の分については、やはり責任もってお示しする事ができないという事でご理解いただきたいと思います。ただ、町といたしましては、事業認可区域がございます。先ほど申し上げました245ヘクタール、これについては平成22年までを目標としてやっておりますし、それについても町といたしましても国庫補助をとるように最大の努力をしているという事でご理解いただきたいと思います。仮に20年の予定を示した時に、そしたら20年の区域に住んでおられる方が、例えば修繕または家の建替えもございまして、そこの家の計画も狂ってきますので、どうしても町としては責任ある資料は出す事はできないという事でご理解いただきたいと思います。

吉川委員

部長、言葉返すようやけど、22年までは今の計画認可、245ヘクタール、そのうち今年で109ですか、終るわけですね。後の部分をやりたい、最大の努力をする、ということ。その中で私は年度を限定というのか、計画できないのか、という事をお願いしてるわけです。

上下水道
部長

22年までの計画割自体の図面は作れます。例えば平成19年、ここ。ただ、それはそれで責任もって対住民に出せるかと言いますと、やはり国の補助金がない、それを全て補助金つかずに単費でやりな

い、となったらとても町財政もついていかない状況ですので、ですから町といたしましては、責任ある区域についてはお示しできますよと、ただし、責任のどうしてももてない、不安な区域については、お示した場合に、逆に住民に迷惑がかかるという事を私の方で申し上げておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

吉川委員 課長ね、ちょっと矛盾してるように思わへん？ 22年まではこれだけの区間やると言ってるねん、区間、計画認可区域、約245から109引いたところをやると計画してくれてるわけ。私らは22年までには今現在、事業認可もらってる245はやってもらえるものと思ってるわけ。それは努力すると言ってくれてるわけ、そうやろ。ただ、その中の何年にここをやる、そしたら国の補助金がつかなかつたらいけないという、22年まで同じようにそこが入ってんねんから、つかへんかったらどないもなりませんやんか。

上下水道
部長 こういう大きな事業の場合、例えばつかない場合、町単費で全部でやっていくのかという事は、ただ、やります、という事は到底言えないと思います。例えば今後100億以上の分がございます。それをそしたら、国の補助金につかない場合に町単費でやれ、と言われてもできる道理がございませぬので、どうかご理解いただきたいと思います。

吉川委員 すいません、部長、あのね、22年までは、みなやると言っている。しかし今の説明でいくと22年までも危ういわげや、はっきり言ったら。違うの。22年までは今の認可区域までは、斑鳩町はやりたいと思ってるわけや、その中で私は、ここから、この区域は19年度でやりたい、この区域は18年度でやりたい、ここは21年度、という計画ができないのか、と言ってる。今、部長が答弁してくれるように、仮に、それは分かる、それは私かて、斑鳩町だけのお金で、極端に言ったら国の予算全然つかない、となったら、それは皆さんに理解をいただいて、一年遅れるのか、二年遅れるのか、それはまた早い目に分

かと思うので、その年の初めに分かると思うんです。やっぱり皆さんに議会にも諮って、何とか努力はしたけど、無理やった。もうちょっとどうにか、運動したらいいのか、その方法はあると思うんやけど、それでもいかない場合はやっぱりできないわけや。22年までに全部やると言ってもその区間はできない、そうやろ。決めてなかつても、私が今お願いしている年度計画できてなかつても、やっぱりどこからかできない、そしたらやっぱり遅れていく。しかし私はやっぱりある程度の年次計画を出して、それでやっていくべきだと、全体22年までに、みんなやるというよりも、これはやってほしいですよ、町で言明してるねんから、やってほしい。しかし、もう、この区間は必ず18年度にやるという強い意志をもって、私はかかっているべきだと思うんです。その事を私はお願いしてるんです。

上下水道
部長

吉川委員おっしゃるように、確かに理解はできます。例えば、残り、18、19、20、21、22、5年間の計画をもって、目標もってやっていけど。ただ、その時にどうしても色々事情あって遅れる場合もございしますので、翌年度については今年の12月、定例議会中の委員会でお示しできます。責任もって来年についてはこれだけやっていきますよ、と、できますけれども、それ以降の20年についてはあくまでも、出しますけれども、計画という事では出しづらいという事でご理解いただきたいと思うんです。そうした事から平成4年から、調査は平成3年からですけれども、実際の工事は平成4年から行ってきて、今日まで約13年間工事を行っておりますけれども、それについても、やはりそういう事はお示ししないで、翌年については責任をもつてします、という事で議会にお示ししてるという事でご理解いただきたいと思うんです。

吉川委員

理解せい、って言うけども、理解はせんでもないけれども、私の言ってることを、私は理解してもらってないと思う。大和川の関係で6千何億、国が踏み込んでやると言っている。その中でやっぱり下水道

関係、一番力、予算入ってるわけや、ちょっと数字忘れたけどもね。私は下水道に関しては、私なりには楽観的な、国、財政難やけどやってくれるもんだと、私は思っているわけ。やっぱり22年までにこれだけやりたいと言うのなら、やっぱり計画を立てて、是非ともこれはやるんや、という意気込みを、私は示してもらいたいと思うんですよ。他の事業についても、私はその事が一番あれになってるの違うかな、また後で申し上げますけれども、どの事業とっても、毎回言ってますねん、皆さんにお叱り受ける程言ってる、なんぼ嫌われてもいいわと思って、やっぱり斑鳩町の将来のために何とかせんないかん。それを理解せい、と言われたら、それは、せんでもあらしません。私がいつも言ってるように、やっぱり私も言うかわりに、もし建設省へ、また土木一つにしても、私は後にも聞こうと思ってたけど、この間、郡山土木行きましたけど、やっぱり新御幸橋は高田土木の管轄で、今、やってもらっているわけ。郡山土木事務所と協議してもらってるわけ、やっぱりそこへも頼みに行かなあかん。それと一緒に、やっぱり目標立てて、よし、これは是非やったるねん、という位の強い意志で、私は、何も下水道に関わらずや、かかって欲しいなと思う。部長がそこまで言うのだから、私、下がりますけどね、実際できるはずないと思うよ、私は。そうした方がまた理事者も、担当の方もやっぱりやりやすいのと違うかなと思う。私とこ早くやれ、神南早くやれ、と言ってるの違う。はっきり言って神南は、今日ここにも来ておられるけど、私は、有難いことに、鳩水園の関係で、土管入れてもらってるので、もっと、そういう排水で難儀してはる所あるわけやから、やっぱりそこらを優先してやってもらっても、私は、いいのではないか。仮に神南の地域の方から言われても、私はお願いできる要素があると思うんです。有難いことに配水管、みな入れてもらってるねんからね、たまたまそこへ下水も雨水もみな入ってますけども、しかし、今、下水と雨水入れられたら、もう、水もあんまり流れないようなところもあるわけ。環境をよくして、何せい、と言っても、口だけですやんか、今年の予算の初めに書いてるやつ、一回読んでください。これ以上言

っても平行線になるので、部長が言ってるように、22年までには245ヘクタールが完全に終るように、最大の努力をしてもらえるように、また、私らでできるところがあったら、やっぱり、陳情も、私はやむを得ない、陳情と言うより、やっぱり訴えに行かなあかんと思う。ある議員は、そんなもん、陳情、今の時代に、と言われるけど、私はそうじゃない。反対の方も訴えに行かはるねんから、賛成の者もっと訴えたらな、皆さんも事業やりにくい。斑鳩町、やっぱり難儀してんねなという位に、やっぱり、もっていかんとですね。もう回答結構ですので終わります。

上下水道
部長 町といたしましても先ほど吉川委員、言われますように、努力するという事で平成22年までの各年度ごとの予算とか、面整備面積、を推計して出しておりますので、それについて、次回、委員会に提出いたしまして、その計画では区域はお示しという形はできませんけれど、整備面積とか、予算関係を入れた分につきまして、平成22年度までに完成する収支予算も出しておりますので、それを次回委員会に、図面は出しませんが、数値としてお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 他にございせんか。小野委員。

小野委員 今、部長に、最後に説明してくれてるけど、その、予算的な事とか、計画はもちろん出来てると思う。予算とかどこをどういう具合に整備するから、予算、できるはず。区域をなぜ、先ほど吉川委員が最初にお願いしてるのは、その地域がいつ頃来るんや、という事やから、今の最後の答弁だったら、私はできると思うんです。予算というのは、どこをどのようにするから、なんぼ、という計画を立ててんやから、その、どこ、をなぜ示されないのか、素人に分かりやすく言って。

上下水道 予算については、計画してお示しできますけれども、来年について、

部長

例えばもう、国の予算もついてない、協議も終わった段階で、来年については、この区域についてはできるという見通しがたった段階では、資料としてお示しできますけれども、それに、例えば、2年後、3年後につきましては、不確定な部分も非常に多いわけでございますので、その不確かな年度につきまして、住民にお示しした時に、住民の方々の、例えば自分の修繕計画とか、家の建替え計画は、年度が狂ったら狂ってまいりますので、非常に、責任が持てないので、出しづらいという面があるので、ご理解いただきたいと思います。

小野委員

あのね、そしたら補助金を申請するのに、いくら、いくら要りますねん、という事を出していくんでしょ。それは、どこに、いくら、いくら要るといふのを決めていってますねんやろ、職種も全部、順序追って発注してるんです。だから、こちらとしたり、順序はちょっと入れ違いになったり、例えば今度の、阿波なんかでも、やろうとしたけど、地図が混乱しているという事で、できない、という事で、急ぎよ、これをまた、やったという事だし、そういうところもあると思うんです。だけどね、だいたいの、22年までの、どの順番で施工していくんだ、という、これは示しても、ただ、それができなかった時には、予算が、補助金が、削減されてるから出来ないんです、順序追っていってます。そういう問題だと思うんです。その時に、また、私らも陳情に行けと言われたら行きますし、パークウェイなんかでもそうですよね。あそこへ、なぜ着工できないんや、という事で行った時に、ない袖は振れん、とはっきりそういう事を国土工事事務所の所長が言われた。その時点で、時の都市基盤の委員長、私も行ってましたけど、そしたらやろう、という事で、先ほど吉川委員もおっしゃったように、陳情にみんな行っても仕方ないと言う議員もいてたけど、有志という形で、国会議員の先生方に一人ずつあたっていったんです。そしたら、いくら位要るのか、とかそんな具体的な話までしてはったから、これで頼みます、という事で、それであの400メートルやれたんです。だからね、今、部長がおっしゃってるのは、ちょうど町道の5カ年計

画と同じような事です。計画だけは立ててある、それは、場所は限定して。だけど、地主さんらの了解が得られないからやりません、それでざあっと流れていってる。今の場合でも確かにね、予算要ります、補助金なかったら出来ません。そら、町単独でやれとか、絶対そんなん言いません。どれだけの負担金いただいても、それはやっていけない、財政の、パンクしますから。それは分かってます。ただ、住民にとってみたら、いつ、ここの、何年先、いつや、という事まで全然分からないんですよ、僕らにも分からない。幸いのごとく、こんな事ここで言うのは妥当かどうか知らんけど、錦ヶ丘は計画的にやってもらった、だからもう供用開始できるような状態になってます。だけど、それも集中浄化の事があるから、やはり先にやっておこう、という事でやってもらっている。だけど、他の地域から見たら、なぜやねんと言われてる、それは事実聞こえているんです。そういう事があるから、あそこは集中浄化が老朽化してるんやという事で、同じことでね、吉川委員が今日、最初に話された。家庭でとってみたら、そしたら、今、大改造して、新しいもの入れてしまっ、すぐに来たら、これはつれがないんです。そういう、大雑把な計画を出してもらって、それが一年先に延びたり、そういう事は理解してもらえらると思うんです。それが、部長が、年次計画の予算と22年までのやつを出す、とおっしゃっているのだったら、どの地域にいく予定だとか、それをどうしても出してほしいけど、どうなんですか。

上下水道
部長

先ほども申しあげましたように、この事業につきましては、議員さん、質問者もおっしゃるように、平成4年からずっと工事してやっけてきている事業であります、平成4年からね、事業認可区域。それにつきましても過去に13年間工事やっておりますけれども、その年次計画、今後の年次計画というのは、やはりそういう、先ほど私、申し上げた問題もあるという事で、年次計画をお示ししてきてない状況だと、ご理解いただきたいと思います。そうした中で来年の整備区域につきましては、この12月の定例議会中には、お示しを、平成18年

度の工事につきましては、定例議会中の12月に間に合うようには出したいと思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

小野委員　そしたら、先ほどから言っておられるように、来年度については、という事でエリアは限定して出せるという事、それ以外の方はその以後、それが19年度か22年度か分からない、そういう計画しかないんやという事で住民に答えてよろしいんですかね。そんなね、プラン、ドゥ、チェック、アクションですやろ、これ、基本計画に書いてあるんですよ。その意味がどういう事なのかしっかりやってほしいと思っております。それで、住民もそういうしっかりした、ここは計画したけど、こういう理由でちょっと遅れます、という事で説明がついたら、やはり納得してくれます。予算がつくかどうか分からないから、それを示されない、というような回答では、なんという計画だという事になると思うんです。だから、まあ、そこらの点を、そういう、予算がつくまで分かりませんねんという計画で、そのように説明せざるを得ないという事ですか。

上下水道
部長　住民の方から私の方にも問い合わせがございます。私の区域については、来年はどないなるんやと。来年については今ちょっと言えない状況ですので、言えませんよと。今年はこちらやっておりますので、今年度の工事についてはご説明申し上げます。来年につきましては、やはり12月頃になったら、概ねはっきりしますので、その時期にお答えをさせていただくと思っております、と答えさせていただいております。その区域の方が、例えば12月にお電話いただきまして、その区域の方が12月頃に問い合わせあって、来年の区域ではない、となった場合に、私の区域はいつや、という問い合わせが当然ございます。それにつきましても、やはり再来年以降については、まだ申し上げられない、事情を説明申し上げて、再来年以降につきましては、区域が確定しておりませんので、申し上げられませんという事で答えております。ただ、町といたしましては、この区域が、事業認可区域につきまして

は、平成22年度末までに完成したいという事で、十分最大の努力をしていく、という事で説明はさせていただいております。

小野委員 公共下水道の事はこれで終わっておきますけどね、道路整備とかについて、また後で、その他のところでも同じような質問させていただきます、現在についての質問させていただきたいと思いますので、この項については終わっておきます。

委員長 他にございませんか。
これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

委員長 次に、9月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。
はじめに、(1)斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。藤川都市整備課長

都市整備課長 まず、9月定例議会におきましてお願いをさせていただきます予定をしております、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。お手元の資料2をご覧くださいと思います。今回の条例につきましては、1箇所の公園を追加するものでございまして、位置図に示させていただいておりますように、法隆寺門前広場でございます。法隆寺門前広場は、法隆寺門前周辺の風致景観の維持・保全を目的といたしまして、昭和45年に都市計画決定がなされました。その後、平成2年には西側の広場の整備が行われております。

今回の東側広場につきまして、平成16年に県の法隆寺門前線の整備が終わりました事を受けまして、町におきまして施工中でございます。9月7日に竣工を予定しておりまして、工事完了後に都市公園と

して東西あわせました供用を開始する予定でございます。

整備内容といたしましては、面積といたしまして3,929平方メートル、主に整備内容といたしまして、黒松、アラカシ、ツゲなどによる植栽帯や、化粧砂利敷きや石張り舗装といった園路の内容となっておりますのでございます。

以上が、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2)平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について理事者の説明を求めます。谷口下水道課長

下水道課長 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。資料3をご覧くださいませでしょうか。継続費でございますが、9月議会定例会で契約の締結についてお願いをいたします予定であります龍田北汚水幹線2工区工事に伴いまして、設定いたしております継続費につきまして、総額はそのままで、年割額の変更のお願いをするものでございます。

これは、平成17年度年割額を5億円から4億円に1億円減額し、平成18年度年割額を2億円から3億円に1億円増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、2カ年に渡る継続事業ということから、全体設計の承認を得てから入札を執行しなければならないと。この申請につきましては、県を経て国の承認を得る事でございますが、それに関しまして、時間を要しまして、当初、検討いたしておりました発注の時期が、6月から9月に変更が生じたことによりまして、17年度に予

定しておりました工事費と平成18年度に予定しておりました工事費を算出した結果、各年度における額の割振りを変更するための予算補正のお願いをするものでございます。

以上、簡単ではございますが9月議会定例会に上程をし、審議をお願いする予定であります、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 次の、請負契約の件と関連するんですね。今、課長の説明で、6月議会で承認を得て、という事でしたが、遅れたんだという事。それで、継続費の補正という事で、今、これ、提案されようとしているんですが、このことについては、意味が分かるんですが、遅れたという事について、その、なぜ、遅れて、そのようになったのか。設計の段階で遅れていたのか、入札が何故こうして遅れたのかという事と、ちょっとだけ聞かせてください。

下水道課長 ただ今のご質問でございますが、この工事につきましても国庫補助対象事業として発注する工事でございます。継続事業として2カ年にわたる継続事業として発注する事から、継続事業としての承認申請が必要となります。国の承認申請を得るために、全体設計の承認申請を得てから承認いただくという事になりますので、その承認事務につきましても、承認をいただく期間にずれが発生したという事で、設計につきましては、一応、当初予定しておりました段階での設計は出来上がっておったと。そして、承認の回答が遅れてしまったという事でよろしくご理解いただきたいと思います。お願いいたします。

小野委員 今、出してもらわんでも結構やけどね、6月議会の時点では、それ

は確定できてなかったのか、なぜ6月議会に。いや、6月議会にこちらの工事の発注も、ということで説明してもらったからね、その説明をもう少ししてもらいたいなど。今、どうのこうの、じゃないんですけどね、3月の予算の時に、結局6月に発注するという事での、割振りだったと思う。それが、承認が遅れたために、という事だけど、そしたら6月議会の時にはそういう状況じゃなかったのかなと思うんですけど、その点どうですか。

下水道課長　やはりちょっと手続き踏んでいくなかで、6月議会の段階で、まず承認を得て、補助金交付申請という手続きの流れがございます。そうした中で、補助金交付申請後でないと入札できないというような状況がございまして、手続き上、そのずれが生じたという事でご理解いただきたいと思います。

小野委員　別に、今出して来られることに対してはあれだけど、ただ、課長の説明で、本来は6月までに発注して、そして18年度末までにと、確かそういうような、入札結果の方では、去年やったかな、19年3月末というような予定してあったからね。ちょっとでも早くあげてもらっている方が面整備も着工していけるという事もあったし、その時には金ないやんか、と言われるかも分からないけど、そこら、聞かせてもらっただけですので、結構です。

委員長　他にございませんでしょうか。よろしいですか。
次に（3）平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について理事者の説明を求めます。水田上水道課長

上水道課長　それでは、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。資料4をお願いします。

資本的収入といたしまして、管路近代化事業国庫補助金として、塩化ビニール管の管路更新事業に対する新規要望が採択されたことによ

り、国庫補助金984万6,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、第1款資本的収入、第2項補助金、第1目国庫補助金、第1節国庫補助金で、984万6,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ですけれども、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(4)平成17年度公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について理事者の説明を求めます。谷口下水道課長

下水道課長 それでは、9月議会定例会に提出を予定いたしております契約議案についてご説明させていただきます。平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、9月議会に上程し、審議をお願いする予定でございますが、これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

資料5をご覧くださいませでしょうか。まず、平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてのご説明をさせていただきます。去る8月10日に郵便による制限付一般競争入札を執行いたしております。工事名は、斑鳩町水質改善下水道事業第12処理分区龍田北汚水幹線2工区工事で、契約の方法は制限付一般競争入札、契約金額は、6億7,515万円、契約の相手方は、奈良市高天町38番地の3、株式会社奥村組奈良営業所所長、堀内秀悟でございます。

工事場所及び工事概要でございますが、次のページをご覧くださいませでしょうか。龍田2丁目、龍田神社西詰めから通称猫坂を経て、国道25号線を縦断し、竜田大橋手前を北上し、龍田4丁目地内、河

藪橋の南側まで、工法はミニシールド工法、管渠内径1メートル、延長といたしまして、884メートルの施工を予定いたしております。

工事期間につきましては、議決後、平成17年9月22日より553日、平成19年3月28日までを予定いたしております。

以上、簡単ではございますが9月議会定例会に上程し、審議をお願いする予定であります、平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 制限付き一般競争入札という事ですが、もし説明してもらってたら悪いんですが、どういう制限を付けて、何社が郵便で入札に参加したのか、説明してもらえますか。

下水道課長 一応、条件といたしまして、経審、経営審査、一応1500点以上の条件で、応募いたしました業者につきましては、5社ございました。以上でございます。

小野委員 1500点以上の経審の業者というのは、どうなんですか、全国的にどれ位あるんですかね。それから、5社というのは、割と少ないようにも、感覚的にも、思うんですが、その条件に合ってるのがどの位で、こちらとしては1500点という事を決めてやっておられるのか、教えてもらいたい。

助 役 1500点の経審の点数。これに値する業者は全国で18から20あるという事です。それと、なぜ5社か、という事でございますけれども、申請は、聞いておりますのは、15社取りにきましたけれども、申請用紙はね。ところが、入札に参加するという事で5社が、という

事でございます。それを町として審査いたしまして、5社すべてが町の条件をクリアするという事で、決定いたしました。そして5社による郵便入札を実施したという事でございます。

小野委員 ということは、当然、現説もされておって、それを、来たのが5社だけだったと理解してよろしいんですか。それとも、15社が一応、入札に参加するという事で書類を取りに来たということで、その中から審査して5社であったのか。

助 役 現説は5社のみでございました。

吉川委員 いつも同じ事申し上げているんですけども、この工事も大変大きな工事だと思ってますし、特に国道の関係もあり、ガードマン等立ってくれると思うんですけども、ガードマンの指導ですね、徹底してもらうように、特に要望しておきます。

助 役 全国規模の業者でございますが、そのようなミス、また住民対応というのはきちっとするという事を考えております。我々といたしましても、十分、常に状況を監督しながら、あの通りは相当交通が激しい所やし、また、通学路にもなっているという事でございますから、きちっとした指導をしていく。また、業者もそれを十分承知しながら、施工するという事を思っております。

委員長 他にございませんか。

次に、（5）訴えの提起について、理事者の説明を求めます。

堤建設課長。

建設課長 9月議会に提出予定いたしております議案について、訴えの提起についてであります。阿波2丁目地内の道路の整理事業として、平成16年度から進めておりますこのうち、斑鳩町阿波2丁目28番1、

道路じきでありますが、置く事につきまして、抵当権、所有権移転請求権仮登記、及び停止条件付貸借権設定登記の権利設定がされておりました。権利設定者であります、山陽観光開発株式会社は、昭和59年12月2日に既に解散されまして、同年3日に解散登記されております。また、平成8年8月1日には登記用紙閉鎖されている状況から、当時の関係者の所在調査を行ってきたところではありますが、確認ができない状況であります。この事から、町の顧問弁護士であります川崎弁護士さんともご相談したところ、時効による消滅を裁判で提示すれば可能との事であります。それぞれ、その手続きにつきまして、権利登記を抹消するためには、訴訟行為として、抵当権等の権利登記抹消の請求を奈良地裁に訴えるものであります。それでは資料6に基づきまして重複するかと思いますが、朗読をもって説明したいと考えます。

資料6につきましては、訴えの提起について、という形でありまして、その次の資料につきましては、位置図を図示させていただいております。それとあわせまして、法務局の備付測量図の合成図というのを添付させていただいております。それでは資料6の内容につきまして朗読をもって説明したいと思います。

(資料朗読)

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 この訴訟はどのような形で推移していくのかな。時効による滅失ですか。この仮登記とか、そういう権利を抹消していくんだという事だと思んですが、期間的にかかるものなのか、それと、顧問弁護士さんの方で、どれくらいの経費がかかるように話されているのか、今の段階で分かる範囲で結構ですから。

建設課長 この物件についての期間、また経費の関係なんですが、期間については弁護士さんにご相談すると、会社も閉鎖されている関係もあって、手続き的にはこの年内には、手続は終えられるであろうと聞いております。費用につきましては、6月議会での繰越の関係で、お願いもしてきたんですけれども、費用的には弁護士費用としては全体で157万円程度かかるという形です。

委員長 他にございませんか。
次に、(6)町道の路線変更について、理事者の説明を求めます。
堤建設課長。

建設課長 町道の路線の変更についてであります。お手元に配布しております資料7をご覧くださいと思います。一枚のペーパーとなっております。整理番号1、町道564号線であります。位置といたしましては、神南3丁目地内です。詳細についてであります。裏のところに記載しておりますので、ご覧くださいという風に思います。町道564号線の先線として、51.3メートルを含みまして、延長92.7メートル、幅員最小4.5メートル、最大10.2メートルであります。今回の路線変更につきましては、神南地域より予めから補償工事として、ご要望をいただいている路線でありまして、地権者及び地元との交渉がまとまった事によりまして、今回お願いするものであります。以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員 今回のこの町道、変更で延びていった先ですね、それはどういう事になっているのか。この先には何があるのかなと思って。

建設課長 この先につきましても、地元からの要望路線でありまして、この先線のさらにまだ先ですけれども、今年度ですね、今回変更させていただく予定路線の先線のまだ更に先線の突当たりですが、その先線については、今現在工事中という形で工事をさせていただいている形でありまして、今後におきましては、地元におきまして、その先について、また計画をしていくものという形で、地元ともご協議をさせていただいているという状況になっております。

小野委員 正式に提案された時にはもう少し詳細な事も出されるんだと思うんですが、やはり、地域のね、色々な整備について、これは妥当な事だと、私は今の段階でも、そのように考えていますので、よろしく願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

次に、（７）町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）理事者の説明を求めます。水田上水道課長。

上水道課長 それでは、町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）ご説明させていただきます。資料8をお願いします。

これにつきましては、企業債の支払利息を減らし、水道料金を抑制する目的である借換債が許可され、8月30日に借換を行うため、8月3日付けで、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせて頂いたものであり、議会に報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、補正予算書の3ページ目をお願いします。収入の部で第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債、第1節企業債2、160万円、公営企業でございます、の増額と、支出の部で、第1款資本的支出、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金、

第1節企業債償還金2,160万円の増額でございます。

なお、これに基づきまして、当初借入額の利率につきましては、6.4パーセントございましたが、今回の借入による利率は2.0パーセントの予定でございます。

以上、簡単ですけれども、よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 よろしいですか。

それでは、ここで休憩をしたいと思います。

暫時休憩します。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長 再開いたします。

先ほど、訴えの提起について、というところで、資料いただきました。その中に法務局の測量図合成図というのがあるわけですが、地番と共に氏名が入っておりますので、理事者の方から、また地番だけの分と差替えたい、という事でありましたので、委員の方、ご了承よろしく願います。

以上、9月定例議会に提出予定の議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について、(1)平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて順次報告を求めます。

観光産業
課長

それでは、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、観光産業課所管で予定いたしております、一般会計補正予算についてでございますが、昨年度実施いたしております、2005年農林業センサスの集計結果の検討事務を行うための補正予算でございます。お手元に配布させていただいております資料9に基づきまして、ご説明をさせていただきます。まず、歳入でございますが、第15款県支出金で補正をお願いする予定をいたしております。平成16年度に実施いたしております農林業の統計調査でございますが、2005年農林業センサスの集計結果が出ております。これにつきまして、この検討事務費として、交付金が交付されますので、県委託金3万1,000円を計上させていただくものでございます。次に歳出でございますが、第2款総務費、指定統計調査費で、集計結果の検討事務に係る事務経費として、3万5,000円の増額をお願いするものでございます。

以上が観光産業課にかかるものでございます。

都市整備
課参事

それでは、都市整備課の所管いたしますものについてご説明申し上げます。第7款土木費でございます。歳出でございますが、JR法隆寺駅周辺整備事業におきまして、2,110万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。当該補正予算につきましては、駅舎の橋上化工事に伴いまして、廃線となります、現在の奈良行き線、3番線でございますが、の軌道敷内に設置されております日本テレコム株式会社の光ケーブル回線が支障となることから、移転に必要な工事費としての補正でございます。当該回線の移転工事につきましては、当初、駅舎の橋上化事業の完了年度でございます平成18年度において予定しておりましたが、今年度施工いたします予定の北口仮駅舎の位置の計画において、仮駅舎建築工事に当該回線が支障となることが明らかになりました事から、本年度に移転工事を行う必要が生じたものでございます。そういう事情で、今回補正を計上させていただいて

おりますので、よろしくお聞かせしたいと思います。以上でございます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2) 町営住宅募集について報告を求めます。
堤建設課長。

建設課長 町営住宅の募集についてであります。長田団地B棟1戸203号室、追手団地1戸203号室、この2戸が空家になった関係で、それぞれ退去された事によりまして、今回、募集を行ったところであります。募集につきましては、7月広報のお知らせ版に掲載いたしまして、住民の周知を図ったところでございます。入居者、入居の申込用紙の配布につきましては、7月25日から8月5日の間に配布いたしまして、それによりまして申込用紙の受付は、8月1日から12日の間で受付を行ったところでございます。集計の結果といたしましては、申込用紙の配布枚数が28件でございます。受付がそのうち13件となっております。現在、その申込をされた方の各戸訪問調査を行いまして、実態調査を行っているところでございます。また、今後におきましては、町営住宅入居者選考委員会を開催していただきまして、ご審査の上、入居者を出来るだけ早く決定してまいりたいという風に考えております。以上、簡単ですが、ご報告とさせていただきます。以上、簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

中川委員 町営住宅に入られている方が、退去する時に、出る時に何日前に申出してくださいとか、そういう規定はないんですか。

建設課長 今、ご質問いただいております、退去される時の日付ですけれども、あくまでも退去する時に届出するという形のものであります。だいたい、届けられるのは、退去される一週間くらい前が多いようです。

中川委員 知り合いが長田住宅に住まいさせていただいているんですが、8月29日頃引越しするという事で聞いているんですけどね、せっかく募集してもらって、また次改めてしてもらわないと、という事になるので、そこら、そういう調整が出来たらと思う事で。そういう規定、一ヶ月前には言ってくださいとか、予定は未定やから、住んでる人にも理由あるのかと思いますけど。

建設課長 退去される理由につきましては色々あると思うんですね。一つは、仕事上の関係とかありましたし、また家庭の状況によって、その都度退去されるという形ですので、お話されている、退去予定の方がおられるという事がありますんで、我々としては出きるだけそういった方については、その時期を見ながら、だいたい年に2回くらい、今日までやってきた経緯があるんですけど、そういった情報があれば、早く情報があれば、その都度入れていく予定はしていきたいと思うんですが、今回のように、今申されているのは8月の予定ですので、募集については7月広報に流させてもらってますので、そこらにつきましては、十分、情報等を取り入れながら、今後も計画をしていきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

次に、(3) 公共施設におけるアスベストの使用状況について報告を求めます。

建設課長 公共施設におけるアスベストの使用状況についてであります。これについては、お手元に配布させていただいております、町管理公共

施設におけるアスベスト使用状況一覧表という形で、資料10で添付させていただいております。これにつきましては、斑鳩町が管理する公共施設全般と所管課名、公共施設名、使用の有無、主な使用箇所、主な使用部材、状況、という形で添付させていただいております。建設課所管にかかわります住宅関係について、報告をさせていただきます。町営住宅6団地のうち、アスベストを含む材料を使用しておりますのは、追手団地、長田団地A棟、B棟であります。使用箇所は、住居棟の屋根部材であります。アスベストを約15パーセント含む、石綿セメント管、通称、カラーベストを使用し、屋根材なんですが、使用しております。使用面積につきましては、2,155平米であります。また、追手団地につきましては、流し台周りに約15パーセントのアスベストを含む、タイル状ボード、石綿セメント板ですけれども、これは耐火、耐熱材として使用し、使用面積は小型で3.24平方メートルであります。これにつきましては、今後処理方法についてであります。セメントとの混合材でありますことから、現在の使用状況下では、アスベストが飛散する恐れはなく、老朽化による解体等につきましては、アスベストが飛散しないように施工管理上、また、適正に工事を行う必要があるという形でございます。建設課にかかわりますものにつきましては、以上でございます。

上水道課長 それでは、同じように上水道課に携わる施設でございますが、お手元の資料10の2ページ目の一番裏をお願いします。取水井戸でございます。三井、岡本、目安地区にあります3井戸の屋根に、石綿スレート板を使用しております。この部材は固形化したものでございますので、解体しない限り、混入されたアスベスト、石綿は飛散することはないと言われております。また、下の、三井浄水場ガレージ横の倉庫の天井部にロックウールが吹き付けられておりますことから、現在、石綿含有の有無の調査を行っているところでございますので、以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 ちょっと教えてほしいんですけども、この使用部材名ですな、石綿セメント板とか吹付けロックウールと、石綿ケイ酸カルシウム板とか、これは実際に今、問題になっておるのは、このうちのどれなのか。私は石綿と思うんですが、この、吹付けロックウールというのは、どういう風なんか、調査していると言うのは。

上下水道課長 現在使用されておりますのは、倉庫の屋根の天井のところに使用されて下ります。これは、ロックウールという吹付けられたものでございます。そこには、石綿セメント管、通常は1パーセント以上あれば、石綿、アスベストと言われております。その含有量を、今、調査させていただいるところでございますので、よろしく申し上げます。

吉川委員 ロックウールというのは、その中にも石綿が混合している可能性もあるという事ですね。その調査をしていると。

上水道課長 そういう事でございます。

吉川委員 問題にもなってますし、特に、そういう工場が斑鳩町にあったという事もありますし、早急に調査をして、特にこれを見ますと、学校関係も多いですし、みんなが集まるところが多いので、是非とも早急に調査をし、住民の安全の確保に万全を期していただきたい事をお願いしておきます。

小野委員 今、ロックウールというんですか、私ら素人ですので分かりませんので、そこに含まれているかどうか、という調査ですね、それはどれ位の時間がかかるんですか。

上水道課長 今、依頼してるところに聞かせてもらったら、2週間から3週間という事で聞かせていただいております。というのは、こういう季節ですので、たくさん来ていると聞かせていただいておりますので、それのご返答でよろしく申し上げます。

小野委員 そしたらいつ頃、そういう調査依頼をされたのか、ということと、この資料を見せていただいて、※印書いてあるのを質問しよかなと思ってたら、上水道の方にあったから、説明受けたんですけど、そしたら、それが例えば状況の①、②、③、ここへどのように、それが含まれている事が、結果出た段階では、私ら知りたいのは、この①、②、③の状況なんですね。今、ほとんど③で、これは環境対策課の関係のところ①というのがありますけどね、③ですからひとまず安心というような感じで認識しているんですけどね、その点について、このロックウールというのは、③の施設の解体とか、それを捲らない限り、問題ないというような判断になってくるのか、その点も含めて聞かせてください。

助 役 詳しく説明しますとね、ロックウールというのは、日本語では岩綿なんです、岩。いわゆるアスベストと比較すれば、だいたいアスベストは岩綿より、数百倍も細かいわけです、アスベストは。それで、飛ぶわけです、飛散するわけです。ところがロックウールの岩綿はえらい飛散しないという結果が出てます。ただしね、製品会社の中で、いわゆる岩綿の製品に対して、アスベストが若干含有していると言う事が言われているわけです。全然、含有してないところの会社もある。そういう事を今現在調べているところで、非常に時間がかかるという事を聞いているんです。今、小野委員もおっしゃいますように、いわゆる、解体しない限り、これは大丈夫です。吹き付けでもロックウールで吹き付けしてるところがたくさん、いわゆる断熱材とか、吸音盤のところあるんですが、それも解体しない限り大丈夫という事を聞いております。従って、解体する時期にですね、やはり安全労働規則等に

基づく対応をして、やっぱりちゃんとやらないといけないと思っていますから、ここに、③に書いている、解体しない限り大丈夫という事でございますので、我々としては一応安心しているものの、公共施設ですから、人がよく集まる場所については、常に検討しながら、仮に飛散するような、また、ボロボロと落ちるような状況になれば、規則に基づいて対応していきたいと、このように考えます。

小野委員　今の説明で何となく分かったんですが、やはり、十分注意していただきたいと思います。その事だけ申し添えときます。ちょうど、助役さんが触れていただいたので、これはこの委員会には別に、環境対策課ですから、担当常任委員会違うから、という事ではないと思うんですが、この資料の中で、衛生処理場の①という状況でされているんですが、私らも議員ですから、どのようにされようとするのか、助役さんの方からでも答えていただきたいと思います。厚生常任委員会で、当然説明されるんだと思うんですが、この委員会でもできたらお願いします。

助 役　今、心配していただいている衛生処理場の石綿吹付けの関係なんですが、これはやっぱり、その状況を十分調査して、そしてそれを一度解体して、石綿以外のものに断熱材として使用するという事に取り組まなければならないと思っています。今、現在、そういう事で調査をしておりますので、その時点において、きちっとした内容で報告をしたいと思います。

委員長　よろしいでしょうか。他にございませんか。

次に、（４）古事の森について報告を求めます。今西観光産業課長

観光産業課長　古事の森について、ご説明申し上げます。去る6月16日に奈良森林管理事務所から、斑鳩町にある国有林に対しまして、古事の森を設定されるに伴いまして、斑鳩町に協力の依頼がございました。この内

容でございますが、神社、仏閣など、伝統的建造物等の貴重な木造建造物の修復に必要な、大口径、長尺材等の供給が難しい現状でありますことから、国有林において、こうした特殊な企画材の計画的供給に努められているところでございます。この事から、新たに数百年先の、資材供給を目指した取り組みといたしまして、関心ある多くの方々の賛学を得て、樹齢400年の巨木を育てるため、国有林内に古事の森を造成されるものであります。平成14年4月には、多くの神社、仏閣等の伝統的建造物が所在する京都におきまして、全国で初めて古事の森が設定されたところでございます。また、平成16年3月に奈良市の地獄谷国有林で、春日・奥山古事の森、10月には和歌山県高野町の高野山国有林で、高野山古事の森が設定されております。今回、斑鳩町におきましても、別紙配布させていただいております資料11の位置図で示しております緑色の国有林、27.4ヘクタールの内、茶色で着色しております1.16ヘクタールにおきまして、古事の森を設定されたところであります。この実施体制につきましては、仮称でございますが、斑鳩の里、法隆寺古事の森育成協議会を設立され、この協議会が主体となって、奈良森林管理事務所と調整を図りながら、植生物等の保育、森林と文化財との関わりについての普及、広報活動等を行っていくとの事であります。また、平成18年2月25日には、現地におきまして、設定記念行事の開催も予定されているところでございます。なお、来月、9月12日に、第1回目のこの協議会が予定されておりますので、今後、事業の進捗等、詳細につきましては、状況に応じまして報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上で、古事の森の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 古事の森の区域を設定した場合に、どういうメリットがあるのか、斑鳩町としてどういう管理をしていかななくてはならないのか。

観光産業課長 斑鳩町といたしましての取り組み、今、聞かせていただいておりますのは、先ほども申しましたように、育成協議会、これに属するわけでございます。今後、下草刈り、あるいは木の手入れ、これにつきましては、ボランティア、グリーンボランティア奈良クラブ、というところで事務局となって、世話人を務めていただく事となっております。先ほども申しましたように、今後、第1回、9月12日に協議会がありますので、この時に具体化されて、説明も受ける事と思いますので、よろしくお願いします。

小野委員 初歩的なことで質問して笑われるかなと思うんですが、国有林というのは、どういう性質のものなんですか。国有地イコール国有林となるのか、ちょっと違うと思うんですよね、その点、もし違うんだったら、この今の、古事の森の区域というのが、どういう所有権、底地がなっているのか、国有地がこれだけあるように思われないんですよ。どうなんですかね。

観光産業課長 今、委員おっしゃっておられます、国有地と国有林の関係でございますので、ちょっとまた後日調べさせていただきまして、答えさせていただきますと思います。

小野委員 こういう壮大な、そういう総大計画は賛成すべきだと思うんですが、色々ボランティアを、登録についても、うまく稼動していくようにお願いしたいなと思いますので、しっかりと、協議会ですか、説明を加えていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。
次に、(5) 観月祭について報告を求めます。今西観光産業課長

観光産業 太子ロマンの里観月祭でございますが、本年度で第12回となります。

課長

太子ロマンの里観月祭を9月22日、午後6時30分より上宮遺跡公園で開催をする予定で、現在、準備を進めているところでございます。お手元にチラシを提出させていただいております。ここに、書かせていただいておりますように、本年の演目といたしましては、能楽「橋弁慶」、狂言「舟船」、仕舞「安宅」「杜若」「殺生石」を予定いたしておるところでございます。次に、入場料の徴収についてでございますが、平成15年度より、開催経費も多額なことから、また、観覧者にも一定の受益者負担が必要であるとの考えと、観覧者が能楽を落ち着いて観賞できるように、と中学生以下を無料として、高校生以上と一般については、入場料を1,000円として実施して参りました。本年より、この入場券の1,000円を前売り販売させていただきまして、当日の入場料を1,500円として開催いたしたく思っております。この観月祭の入場者につきましては、過去のアンケート結果によりましてリピーターが多く、また、事前にポスター、チラシなどを確認され、来られる方がほとんどでございます。前売りをする事により、事前に入場者数の把握ができるものと考えられ、当日の開催準備等がスムーズに行えるものと考えておるところでございます。当日券を1,500円といたしておりますのは、少しでも開催経費の負担の軽減を考えておりまして、また、一方、入場者の方のあまりの負担にならない程度の額として実行していくものとして、考えておりますので、どうか委員皆様方にはご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

中川委員

この委員会の打合せの時にお願いした分で、この、9月22日の下の、前売券販売所くらいからの、字の大きさを、大きくなるのか、ならないのかというお願いはどうですか。

観光産業課長 今の質問については、印刷の業者の方と調整をとらせていただいて、大きくするように、させていただくようにしておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 他にございませんか。よろしいですか。
次に、(6)いかるがの里ふるさと秋祭りについて報告を求めます。
今西観光産業課長。

観光産業課長 いかるがの里ふるさと秋祭りであります。昨年は関係者の皆様方のご協力により、準備を進めて参りましたが、台風の接近によりまして、やむを得ず中止となり、残念な結果となっております。本年のいかるがの里ふるさと秋祭りであります。本年5月の第1回実行委員会によりまして、10月8日(土)に法隆寺観光自動車駐車場と、県道法隆寺門前線と龍田神社前で開催する事を決定されたところでございます。開催内容につきましては、昨年計画いたしておりました内容を基本といたしまして、法隆寺地区、龍田地区太鼓台8台が法隆寺門前線に集合し、巡行していただくこととなっております。また、幼稚園、保育所の手作りみこし6台と、自治会の所有していただいておりますみこしの参加の申込をしていただいております。今後、ふるさと秋祭りの安全な実施に向けて、太鼓台の運行計画やイベント及び出展計画について、各部会で、協議、検討を進めて参りたいと考えておるところでございます。開催に関しましては、委員の皆様方のご協力を宜しくお願い申し上げます。以上であります。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 よろしいでしょうか。

次に、（７）市街化区域内空閑地の状況について報告を求めます。
藤川都市整備課長。

都市整備
課長

市街化区域内空間地の状況について報告申し上げます。
前回委員会で報告させていただくこととしておりました、市街化区域内の農地等の面積について報告させていただきます。お手元の資料 1 2 でございます。ご覧いただけますでしょうか。

前回、委員会におきまして、吉川委員から、市街化区域内の農地で、家が建たないところについて町はどう考えているのかというご質問をいただいております。若干、ご質問の趣旨とは違っております、申し訳ございませんが、市街化区域内にどれだけ農地が残っているかということ、前回の線引き見直し時の調査による面積でもって報告させていただくという答弁をさせていただいておりますので、少し古い情報でございますが、当時の調査による数値ではあります。報告を申し上げたいと思います。

お手元の資料の 1 枚目でございます。ご覧いただけますでしょうか。これは、平成 1 3 年度の線引き見直しのために調査をいたしました。平成 1 1 年度に行ったものでございます。市街化区域に残ります農地等の内、2 ヘクタール以上の一団となった空閑地が対象となっております。

1 枚目の、番号 1 番、興留地区におきまして、約 5 ヘクタールの、第 1 種住居地域の空閑地がございます。2 枚目です。①でこの部分の地図を付けさせていただきます。ちょっと見にくいんですが、空閑地は斜線で示させていただいている部分でございます、この区域が 5 ヘクタールとなっております。

次に、2 番ですが、東福寺地区でございます。3 枚目の②の地図でございます。面積は 3. 1 ヘクタール、準工業地域となっております。

その次に、3 番目、興留東地区でございます。4 枚目の③でございます。4. 1 ヘクタールの面積がございまして、ここは第 1 種住居地

域となっております。

次に4番目でございます。5枚目の④でございます。法隆寺西地区におきましては、3.6ヘクタールの面積となっております。この地域は第1種低層住居専用地域となっております。

最後になりますが、5番の龍田地区でございます。6枚目の⑤の地図でございます。この地域におきましては、3.2ヘクタールの空閑地がございまして、第1種住居地域となっております。

以上、2ヘクタール以上の空閑地という事で、5箇所になってございました。調査の後、時間も経過してございますので、状況も少し変わってきているものと思います。古い資料で申し訳ございませんが、ご理解願いたいと思います。以上が市街化区域内空閑地の状況についての報告でございます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

吉川委員 報告があった分は、それはそれとして、考えていただいているんで、いいんですけども、それ以外にですね、都市計画税はとられるわ、家建てようと思ったら、家は建たないわ、という所ありますな。そういう所に対する町の考え方を聞かせてください。

都市整備課長 昨年6月の本会議で、議員の一般質問をいただきまして、その中でできるだけ土地利用が出来やすいような道路整備をする必要があるという事で、町道の整備等の計画等も順次進めさせていただいているという事でございます。ご理解願いたいと思います。

吉川委員 ご理解してくれと言っても、現実に見えて、どっからでもやってもらえりゃいいけども、斑鳩町の場合はほんまに進んでませんわな。地元からそう言っていくと、あれはこう、とか、それがこう、とか言ってますな、そんなんでも斑鳩町よくなるはずありません。斑鳩町が

今現在、基盤整備が一番遅れている原因はそこに、私はあると思う。もっと誠意をもって、やっぱり、かかっていかんなあかんと思うねん。このことについても、私は皆さんにお叱り受けてでも、ずっと言い続けてんねん。これは、もう、上辺ばかりやってですな、やっぱり先方、困っておられるところの問題を、やっぱり含めて解決していくようにせんとですな、そこらを、課長会とか、真剣に捉えてもらってんのかどうかね、いつも町長からこう言われてます、助役からこう言われてます、部長会ではこういう具合に言われてます、っていう返事はいただくけども、一向に目に見えたものができてきません。強い者勝ちのような、私は、行政になっているんじゃないかと、特に感じますので、その点どう受け止めておられるのか聞かせてください。

都市建設
部長

目に見えた状況になってこないというご指摘をいただいておりますけれども、今、進めております都市計画道路、いかるがパークウェイ、法隆寺線、こういう広域的な大きな道路を整備をすると、そしてそこに取り次ぐ道路の整備をしていくという事で、初めて目に見えてくるのかなと、このようには思っております。できるだけ、根幹となる道路の整備に努めまして、きちっと各地域の状況を補足していきたいと、このように考えております。なお、無道路地の土地利用でありますけれども、全ての土地の道路が面するような形での整備は、これは当然不可能かなと思っておりますけれども、ただ、全ての土地が道路に面するという事で、今日まで区画整理等のお話を、地元とさせていただいております。今回、服部地区で、あのような形で整備されたことによって、あの1.78ヘクタールの土地が全て、土地活用が図れるというような状況になってきております。五百井でも区画整理の話がありました。また、新家でもございました。しかし、なかなか、その合意形成がなされないという事で、今、こういう状況になってるわけですが、そういうお話があれば、できるだけ町も地元と協議して、こういう事業に取り組めるような形でしていきたい、このように考えておりますので宜しくお願いしたいと思います。

吉川委員 同じような回答ばかりで、ただ、こちらも率先してお願いするという事で、いつも終わってますけどね、やはりもう少し進んだ対応をできるように、私は今後も、率先してその方向で考えていただきたいという事を、強くお願いをしておきます。結構です。

委員長 他にございませんか。
他に理事者側から報告することがあれば、お受けしたいと思います。

(報告なし)

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けしたいと思います。

吉川委員 まずですね、8月2日に郡山土木に要望に行ったわけなんですけど、各事業に対してですね、斑鳩町はどのような考えで、受け止められたのか、お聞かせいただきたい。

都市建設
部長 委員の皆さん方には、ご足労おかけいたしまして、郡山土木事務所に要望活動をしていただきました。その中で、道路そして河川の整備促進について、要望をしていただいた中での回答が得られております。その回答を読みまして、町としても当然事業促進、という事で、現在、河川であれば三代川の用地対応について、土木事務所と共に地元の皆さんと接触をさせていただいております。また、道路でも、県道天理斑鳩につきましても、少し期間は空いておりましたけれども、また、地元と接触をさせてもらって、用地取得に取り組んでいこうという事で、取り組んでおります。そして、168号線については、もう、当日も聞いていただきましたように、右折レーンの整備については、用

地の取得も出来た。来年には工事をする、というような答えもいただいておりますので、その工事にあたって、地元と十分協議をしていきたいと、このように考えております。

あと、富雄川の整備促進、これについても今、工事が進められているわけですが、上流の井堰の関係で少し、地元と県の考え方とのずれがございます。できるだけ、整備ができますように、地元との調整をさせていただきたいと、このように考えておりました。安堵町は安堵町の井堰の管理をされている方がおられます。斑鳩町にも井堰を管理をされております改良区がございます。十分調整をして、早期に整備が図れるようにしていきたいと考えております。

高田斑鳩線の右折レーンにつきましても、今現在、大和川河川事務所と協議を進められております。早期に整備ができますように、今回の道路建設課とも協議をしながら、対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

吉川委員

どれをとっても、大変難しい問題だと思います。しかし、やっぱりそれを乗り越えてやってもらわないと、事業は進まないと思いますので、今後も最大の努力をお願いしたいと思います。

次に、補償関係の工事について、ちょっと伺いたいんですが、衛生センター鳩水園が、神南地区にできました。それに伴う補償要望を、51年5月2日に、うちの前の、その時は総代と言っていたんですが、清水さん、それから水利組合、農家組合、と交わしております。稲葉は稲葉で交わしている。この覚書に対して、町はどのような気持ちですな、今まで対応をしていただいたのか、一つ例にとっても、里道の明示をするのに、今までの、部長でしたらやってくれてたわけ。部長がやってくれたんか、課がやってくれたんか、それは確認してないのであれですけども、しかし現在、ある路線で里道の明示をしてほしいと言うと、それはできませんと、昔でしたら、県へ申請を出し、県でやってもらわなくてはならないのが、今は町でやれるわけなんです。それに、その事については、できない、とこうおっしゃるんです。こ

れはどういう理由で、そない変わるのか、教えていただきたい。それともう一つですね、竜田川の改修工事を、平成3年12月27日にそれに伴う、補償工事に対しての覚書を交わしました。その時でも、ちゃんと神南へは、公印押してですな、赤い判押して、こうして神南と結んでるわけなんです。その時には、ちゃんとやりますと書いてある、回答もらってますねん、これ。10年経って、たまたまその前に、共栄金属の橋のところ、私、狭いからと思って、計りにいったら6メートルなかった。おかしいやんか、約束しておきながら、なんでできやへんの。できないならできないで、やっぱり前もって、地元へ、こういう理由でできませんという事を、やっぱり話すべきだと思うんです。それができてない。出されたんが、平成3年12月27日ですねん。この回答について、10年1月9日に、町長の方から、この事については、色々河川上の関係もあり、県とも協議しているところであります、と書いてある。改修後の堤防は、河川管理道路として、5メートルの堤防となっております。幅員6メートルを確保するには、河川堤防を広げる必要がありますが、河川法上、河川を小さくするのは、狭くするのは、許されない。また、他の面でもこれは無理だ、とこうおっしゃるわけです。私の言いたいのは、河川法があるんなら、なぜ、神南から出た、その時にちゃんと調べて、それは神南の皆さんこうおっしゃるけども、これは無理ですよ、となぜ、その時に返事しないのか。工事終わってしまったら、もう仕舞やと。悪い言葉で言うと、この間の県行った時でも一緒でんがな。私、一回、知事さんに訴えようと思ってますねん。こんなやり方で、住民納得しまっか。私、斑鳩町が事業遅れるのは、一つの原因、ここにもあると思う。私も、神南の皆さんにはお叱りも受け、三べんも総会もひっくり返ってですな、それでも、私は、何も議員してなかったら、こんだけ賛成してなかったと思う。たまたま議員させていただいた事もあって、私はやっぱり斑鳩町で必要やと、要らんものはよそで処理せい、いいもんは斑鳩町でせい、では、それは成り立ちませんやん。この処理場できたのも、吉田町長が地元におられて、やっぱり、地元で協力して欲しいと、要望があっ

たから、私はできたと思う。それはその時、色々言われました。しかしその中に、やっぱり心というものがある、なんぼ口で言っても。最終的には皆さんの同意を得て、その代わりに、こういう事もやります、こういう事もやりますと。神南から言っていかなども、斑鳩町から出してはりますねん。この前も、神南の自治会へ説明に来られたパネル、どこに置いたんねん、どこになおしてあんねん。16メートルの計画道路のところでも、ちゃんと植樹して、ここはこうやります、今、竜田川の改修の時に、モリナガさんのあそこに、大きな、貼ってますわ。あれ見たら、いいのできんねんな、やっぱり協力せんないかなんと、という気持ちで、やっぱりやってくれはると思う。出来上がったら、仮に、あれと違うの出来たら、どんな気起こりまっせ、こんなん、騙されてるのと一緒や。住民を騙して、これはちょっと悪い言葉かも分かりませんが、住民を騙してまで、こんな事やってね、うまくいくはずありませんやんか。私は、その時は一生懸命に、皆さんを説得し、えらい喧嘩になるほど言い合いしました。しかし、神南から出た、覚書についてね、守って行くのは私しかあらへん。えらい失礼やけど、16人議員いはるけど、言ってくれはる人、誰もあらへん。始めから関ってる、私しかないねん。神南行ったら、吉川さん、これどないなってますの、どないなってますの、そら言わはりますやん。竜田川改修でも、そうです、先ほど言ったようにね。これ、見てくださいや、ちゃんとここに、完了検査後、各種手続をもって町道とし、6メートルに拡幅します、ちゃんと謳ってますねん、これ。ちゃんとこれ、割印まで押してるねん、これ。しかし、先ほど、私が指摘した5メートルについては、これは、私、神南の役員さんにも申し上げました。あの工事を今、仮にもう一回やり直すという事は大変やし、ここに書いてある通りだと思っんです。しかし、それをやる前に、きちっと、変更して欲しいという事を、やっぱり話すべきだと思っんです。モリナガさんのところでも、個人の家言ったらあかんけども、モリナガさんのところでもそうですやん。斑鳩町の都市計画案は16メートル一道路ですな。私は、県でやってもらったら、町はちょっとでも助

かるわけ、という気持ちで、私は県へ、県へ、と言ってるわけ。一向に進むあれが、ないんですねん。その事を、時間もあまりとれませんので、言いたい事はまだまだたくさんあります。町としてどう、把握しですな、今後、対応していこうとおっしゃるのか、ちゃんと教えてください。

助 役

吉川議員さんにはいつもご指摘いただく訳でございまして、町といたしましても、神南と交わりました覚書書の内容につきまして、毎年、自治会の協力を、また、相談をする中で、できるだけ補償に答えておるわけでごございまして、非常に財源の厳しい中においても、やはり、覚書を締結している以上、やらなくてはならないという意志をもってやっておるわけでごございまして、また、今、ご指摘いただきました、里道の明示等の問題でございすけれども、中身は私はちょっと分かりませんが、里道の明示につきましては、これまで町に代わるまでは、郡山土木、県の方でやっていた、と言う状況になっております。今は、ご指摘のように、町が明示をするという事でごございす。それは、あくまでも隣接する地権者が出していただくか、町がその場所において、事業、道路をつけるとか、また、建物を建てるとか、いう事については、明示をお願いしていくという事でごございす。理由がないのに、町が積極的に里道を明示しているという事が、全般的に考えて、ないわけでごございす。この、ご指摘のものにつきましては、吉川さんおっしゃっているように、色々理由あると思うんですが、そういう事で、町は進んでいるわけでごございまして、また、河川改修における、昭和53年の覚書の件でございすけれども、これは吉川委員おっしゃいますように、6メートルに拡幅するという、その中に条件が入っているという事を我々も聞いているわけでごございまして、やはり出来なければ、これは言われるように無理ですという事を、きちっとした内容で対応しておくべきでございまして、なかなかそれができなかったという事を反省しなければならないわけでごございす。私もこの件につきましては、郡山土木に参りまして、早くお願い

したい、やってほしいという事で、お願いした経緯もございますし、町長も行っていただきまして、この件について、やっぱりこういう内容でしておりますので、県の方としては積極的に取り組んでほしい、という事の強い要望もされております。そういう事で、町としては、何もしない、というわけじゃないわけでございまして、やはり、ご迷惑をかけた施設に対する補償と言うのは、積極的に対応しているという事でございます。今後におきましても、十分、自治会の協力、また、相談する中で進めて参りたいと、このように思っておるわけでございますので、色々な事についても、吉川委員のご協力を得ながら、して参りたいと思います。

吉川委員 助役さん、まあ、確かに、先ほど皆さんからいただきました件については、本当に感謝してますし、有難く思っております。しかし、これについても、私は神南だけじゃなしに、やはり、そこが、これからやっぱり、市街化区域ですので、やっぱり、宅地化していこう、という事で市街化にされてるわけなんですから、こんなもん、目途立たないところで、道広げようと、こっちは努力してるのにですな。この里道の明示についても、そしたら今まで、そうでないところで、里道の明示してもらってるわけやんか。今になったら変わるわけやんか。それも、こういう理由でできません、とか一回神南行って話させてもらいますわと。今まで、えらい悪いけど、あんた達から、神南へ、この補償関係について、この書類持って来て、一回検討していただきたい、これについてはもう終ってる、これについてはこうやと、これについては一生懸命やってんけどもこうや、と。だからうちも、うちも、というのは、神南自治会も、それは反対の方もあったけれども、歴代の役員さんが、皆さんに総会でも了解とってるわけです。今のあれはきちっとやってもらってんで、有難いことではすな、苦情もあまり出ないので有難いと思ってるんですけども、やっぱり約束したものについては、ちゃんとした返事をね、ただ、文書でこうですよ、という事ではね、理解賜りたいです、ってこんな事で済ませる問題違いまんが。

あの竜田川改修するのも、何回寄って、いろんな反対あったやつを説得してでっせ、やっていますの。そらあんたら来て、みんなやらはったんか。してませんやん。そんなもん地元の協力なかったら出来へん、何も神南だけじゃなしに、他も。これはちょっと言い過ぎかも分からんけども、もうちょっとね、私からすると、そんなもん、やったってんねん、と。そういう具合に受け止めても仕方ないような発言をするわけや。失礼やけど、私、皆さん役場に來はった前から、私は役場にいんねや。こんだけ、書類集めるの、3日間かかってますねん。だあっと何してたら分からへん。これだけ、私、自慢じゃないけどみななおしてます、一回見に來てくれはったらいいわ、倉の下いっぱいや。だから、皆さんが、もらった資料とか、これについては、みな、ちゃんとなおしてます。ただ、悲しいかな、一つずつ整理してないんで、整理するのに時間がかかる。今のような状態では、実際、協力せい、協力、だけ言われても、こんなもん、協力できませんやん。今、竜田川の改修、三室井堰の、稲葉との合併の問題でも。実際、役場からちゃんとしはりましたんか。これは、神南から稲葉へ頼んで、稲葉と神南は、ほんまに、稲葉、仮に風船ダムこしらえられて、何したら、神南、そんなもん、たまったもんじゃありませんやん、水ありませんやん、短い区間で。それは、隣のよしみもあるし、神南水利組合の会員も、稲葉の方が多いわけなんです。そういう事もあって、了解していただいてる。だから、そういう協力はね、私惜しまない、やりまんが。しかし、今までやってもらったやつを、今、ぷつんと切るといふのはね、こんな承認できませんわ、はっきり言って。だから、もう、やれへんと言われるのだったら、やらへんでいいがな。その代わりに、公印押したこの分については全部やってくださいよ、一步も譲りませんで。中でも、竜田川に植樹してくださいと書いてある。私、県も行った。県立公園ですやんか。それでも植えさせてくれやへん。黙って植えたら、そのままや。塩田橋から上、先に上やったもんやな、吉川さん、植わってますやんか、なんで神南の要望したところ、あきませんのんと言われた。この問題については、私はこれ以上言えない、言

えないというのは、直営の問題と一緒に、結構です。県がそう言うのやったら、町がなんぼ言ってもあかんから、という事で、一応、あれしてますのでね。それなりに理解はしますけど、三室井堰のあの道路でもそうですやん、町から、あれ、つけはりましたんか。町が県へ要望してつけたんですか。地元でせんど言って、条件つけて、つけた道路です。あれついてなかったら、どないしますの。とりあえず、この、明示の確定を地元でやらなあかんのか、それから竜田川の6メートル、何も今、完全に完成になってるところは要りませんが。あの土地が、神南としては有難い事やけど、みな県で買ってはるねん。あのあそこは、始め、買うという約束や。それが、今、郡山土木から県へ行かれた、私ちょっと名前忘れましたが、堤課長知ってはる、ちゃんと覚えてくれてるわけ。そこらをもう少しやっぱりみんなで、町も県へ決めて、県みたいな、恐がることいらへん。県会議員もいるねんし、県会議員の力借りてでも、やっぱり約束したやつについては、きちっと履行してもらわんと、私は困る。その事について、再度答弁してください。

助 役

先ほどの答弁の中で、補償問題については、地元の方々にご迷惑をかけておる、そういう中で、財源の厳しい中においても、自治会等、また委員とも相談しながら、補償を実施しているという事で答弁いたしました。してやっている、という気持ちは一切ございません。それと、今、道の件でございますけれども、先ほど申しましたように、地権者、町がやる場合は町がそこで道路拡張をすとか、また、建物を建てるとかいう場合は、明示申請いたします。他につきましては、その付近に隣接する地権者が土地をはっきり明示するという中で、申請されて実施をしていくわけでございます。吉川委員のご指摘のところにつきましては、建設課長にもさらに聞きますけれども、隣接しているかどうか、町がやっていかなければならないかどうか、という判断が問われてるわけでございますので、そこら、ご理解願いたいと思います。他につきましては、もちろん吉川委員さんは、色々と町事業につ

いてのご協力をいただいております。また、神南の方々にも事業についてご理解いただいているわけでございます。そういう中で、今日まで非常に大きく前進してきたと、私も神南へ行かせていただく中では、相当道も広くなってるし、下水も出来てる、という事で、やらせていただきました。これは、当然だという事は思ってません。先ほど申しましたように、住民の限度を超えた中で、皆さんのご理解の中でやっていけるという事を思ってるわけでございますので、今後、色々な面については、やはり相談しながら、また、吉川委員の意見を聞きながら進めて参りたいと、このように考えております。

吉川委員

しぶといよやけどね、この道路については、私達は、確かに、明示してもらうのは、121、4尺なんですけど、引いてもらう所はみなお願いに行っ、いってるわけなんです。助役さんも、ご存知だと思っんです。入口でもなんぎしてるわけ。私、今、建設課も環境対策課へも、電話番号調べたら、今日はもう住所調べて来てくれ、こっちから行くよってに。まで言っ、いってるわけ。里道を、明示してあつたとしても、その里道に対して、ものを、ブロック置いたり、木が茂つてきて、里道みんな隠れてるところあるわけ。この前、建設課へ頼んで、こうこうやないかと、地元も言うけども、やっぱり管理してる建設課へも言っ、おかなあかんと思っ、確かに言っ、くれはってん。そしたら、ちょっとだけ狩らはってん、そして木、ちゃんと突っ張りして向こうへ押してはるわけ。こういう事があると、やっぱりよそへ頼んでも、吉川さん、あこ、こうですやんか、うちの役所もそうや、と言われるわけ。そういう管理をね、神南の墓へ行く所の道の、鉄板ひいてるやつでも、私、何十年前から言っ、まん。改良どころか、まだ、余計に出てまんが。そういう管理、せーへんねんもん、そんな管理、誰しますの。地元の住民にせい、と言っても無理な話や。私はこんな人間やから、言う事言うけどね。みんなでやっぱり協力し合っ、いい町にしていかないとね、それは予算の時にいい事いっぱい言っ、くれはつた。私も、こういう事言ったらまたお叱り受けるか分か

らないけど、全部できると思ってない。しかし、一步でも、近づけるように努力せなあかん。みんなに提案してまんねや。議会みんなの同意もらってるねや。これ以上、斑鳩町よくなりませんで、はっきり言っ
て。だから、せめて、休憩とってでも、未舗装区間ですもん。だから1.2メートルは明示してもらおうけども、3軒はもう、セットバックしてくれてはるわけ。その方は一応了解もう、とりに行ってるわけや。役場行きまっか。普通言ったら役場が指導せんなあかんねや。家建ててて、1.8以上の道があって、法適用以前の道路で、中心から2メートルバックしたら、家建つと。間違ったらちょっと指導、言っ
てください。その事もやっぱり、うちは努力してんねん、みんなで。誰かて、ああそうですな、それでよろしいやん、って言ったら一番いいねや、そんなもん。私かて、その方がいいねや。しかし、やっぱり将来の為にちょっとでもよくなる、そら、この間も、役場の方へ、うちの方からも要望かけたみたいやけど、こんなん言って来はんの、当たり前や。あの状態見たら。歩けるような状態違いますやん、それは里道や。それ、明示だけなっとしてくれ、と言ったらこうや。だから、せめて、6メートルのどこまでは言いませんので、明示の関係について、できたら今日、みんなの前で返答してください。

助 役

先ほどから説明しておりますのは、やはり、町が進んで明示していくと、地権者そのものが、明示を誰も望んでおられないとなれば、そんなものできないと思うんです。あくまでも私は今、地権者が明示をしてほしいという事を町に申請してもらえれば、町は明示をすると、これが、これまでやってきた明示の手法だと思うんです。何でもかんでも、町が何も無い所を明示やっていくという事は、これまでした事はないと思います。そういう事で、我々、かたい事というような事でお叱りがあるかも分かりませんが、その中で地権者が、接続する地権者が、明示の申請をしてもらえれば、これは、町は明示をさせていただきます。そこら、ちょっと吉川委員さん、お願いしたいんですけどね。町が何も無いのにそれをやっていくというのは、例えば、

地権者はなんで明示すんのか、と言われた時に、理由は何もない。そういう事ですね、そこらを地権者が明示申請を町に出していただくという、努力をしていただきたいと、今、この場でやる、という事を言えとおっしゃるかも分かりませんが、私の口からはそれしか言えないと思います。

吉川委員 今、やろうとしているところは、やっぱり広げられるところは広げていくわけ。それも、買い上げしてくれと言ってるのと違うわけ。うちの役員さんが、頭下げて頼みに行って、現在のところが、一つ舗装させてほしいという事で言ってるわけ。そしたら、自分とこの区域と、この里道と、やっぱりこっちで明示したらんと、あんた明示しなはれ、こっちも舗装しなはれ、舗装はまあ、自治会でしましょと、こんな言えませんやんか。そんなんで事業進みまっか。

助 役 いわゆる、今、委員もおっしゃるように、里道を舗装するとか、地元で舗装されるか何かで、境界明示していくとなれば、斑鳩町全般から言っても相当そういうのが出てくると思うんです。今までそういうのはした事がない訳です。ただ、町としてもその、今言われるように、買収せいとか、買収しようやないか、とかいう事ではないわけです。あくまでも、町である場合は、町が原因者でございますから、町が明示していく。

吉川委員 助役さん、あのね、神南の場合はこれ、補償で、覚書の何番に書いてますの、みんな覚えてるか。

助 役 何番に書いてあるか、と言われても、書類持ってませんから、分かりませんが、明示せよという補償はどこにもないと思います、事業をやっていくという補償です。

吉川委員 事業やるのに、明示せんとできませんやんか。

助 役 それで、私言ってるわけです。町が事業するならば明示しましよと、これを言ってるわけです。町がそこでは事業をしないと私はそう聞いてるんです。

吉川委員 事業は町がしないのか。

助 役 町がする場合はしましよ。それで、私が今言ってますのは、その付近に接続する地権者が申請出していただければ、町はしますと。

吉川委員 覚書の18の6条にね、未舗装道路全般と書いてある。それで、今までに、今出てるようなところもみんなしてもらってるわけ。今になってあかんって言わはる、せやから、私はおかしいと言う。

委員長 暫時休憩します。

 (午前11時40分 休憩)

 (午前11時44分 再開)

委員長 再開します。

助 役 明示するしないで、こういう議論もどうかと思いますから、この場でするかしないかというよりも、再度担当課と、我々も協議いたしますし、吉川議員の方もそういう流れの中で、おっしゃっていただく事の要望をしていただいて、いい方向に進めるようにやっていきたいと思っておりますので、その辺ですね、この委員会で、今、我々も感情的になりましたけども、申し訳なかったと思っております。ただ、そういう中で、進めていったらどうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉川委員 最後に、この覚書、52年に交わしている訳やけども、51年の5

月2日に交わしている訳やけど、これをね、その担当課がちゃんとして、把握してやってんのか。で、課長が替わってたらなんぼでも難しなってくる訳や。始めはそうじゃなかった訳や。これ仮に、今、処理場まだ造ってないとするや。今建設中やと、あんたどこ、絶対一般質問やってくれんが。なんしか、できやんかったら、もう知らん顔や。そんなことでね、斑鳩町、誰がようなりませ。そんなん騙されへんで、住民は。これちゃんと頭に、せめて部課長、くらいはちゃんと頭に入れといってもらんなあかん。違いまんのか。

助 役 神南だけではなく、高安等、色々補償の関係の覚書がございます。そのなかで、我々は更に勉強いたしまして、きちっとした内容で各担当課が把握できるという体制を採っていきたいと思います。ただ、細かい色々な問題が出てきます。内容が大まかに書いているものもある訳でございますので、それは地元と協議しながらやっていくという事で、吉川議員もあまり感情的になられずに、我々もご協力もお願いしたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

吉川委員 これについては、1回検討して、返事は直にいただけますな。

助 役 今の里道の件ですか。里道の件は早急に返事するように。（「この月中には」との吉川委員の声。）出来るだけ早くさせていただきます。日にちとかいうのではなしにですね、早くするという事でご理解願いたいと思います。

吉川委員 竜田川の改修については、どない考えてくれてはんの。

建設課長 竜田川の改修の関係についてであります。特にモリナガさんの関係について、ご指摘いただいていると思いますが、この件についても先般、土木へ要望活動をしていただく中で、県の一定の所長の考え方というのが出ておるんですが、しかし、我々としてはもう少し努力も

してみたいという気持ちもありますので、もう暫くお待ちいただきたいと思います。それと、これはお叱り受けるかも分かりませんが、竜田川の右岸堤防の関係につきましては、私も建設課長を平成10年からさせていただいておりますが、その10年度の時に地元の方へお邪魔をしまして、当時、環境対策課も、部長をはじめ、また都市建設部長も、その当時一緒に行かせていただいて、その時には神南の以前の自治会長、数名おられたと思うんですが、一緒に話をさせていただく中で、やはり、以前から堤防線については、今も議題になっています共栄さんのご協力も当時得られなかった。また、モリナガさんについても出来なかったという形で、河川の動線としてはやはり、県としてもそのまま改修できないという事で、当時協議する中で、若干東へ振られたという形もあります。その中で、今ご指摘されている5メートルについても、私の方から現状では6メートルの確保はできないという事も、再度、ご報告もさせていただいた経緯を記憶しております。そういった中で、地元からそういうご要望いただいた内容について、我々も十分吟味をし、県とも関わる問題については県とも協議しながら、私の以前からもそういう形でさせていただいている経緯もあると思うんですけれども、そういった中で難しいものについては、なるべく早く報告もさせていただき、今後もご協議していきたいと考えております。6メートルの、塩田橋から下流については、6メートル未満になっておるんですけれども、これも警察の協議も必要ですし、そういった協議の上で、また地元にもそういった協議をさせていただく中で、現在施工もさせていただいたという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ですから、モリナガさんのお家の前の件については、もう少し我々にも時間をいただきたいと思います。

吉川委員 時間をいただきたいという事やけどね、やっぱりちゃんとした、公文書や、それも。でね、約束をしてる訳や。こっちからこうや言わんと返事せえへんね。その姿勢や、町の。もう、言うてきよらへんだら、忘れとんねや、もう知らん顔でええは、そう思わざるを得ない状態や。

こんな事でね、これから町が協力してくれと、仮に言われてもできま
つか。あんたら、あべこべになって、立場反対になったらしまつか。
しまへんやな。どうなつとなら、そんな考え方では困ると思う。まあ
1回、この覚書もってきて、色々何させてもろたけど、今年になって
は要望、こうして出たるけども、他もこんなんあると言うてね、町か
ら1回でもきやった事ありまつか。わし、これ1回、2へんと違うで、
これ言うてんの。それでも一向にきゃあへん。その姿勢や。ほんで、
こっちから持っていったら、いやそれは業者持っているからあかんと、
それは何やから明示はできまへんとか。ほんなら、この未舗装のここ
に書いといたらええねん、そんなん分かりまつかいな、こっち。よそ
のどこまで舗装されたらかなんから、それしてもらわんなら、舗装さ
せてくれませんか。あべこべに私個人が何する場合には、町絶対に、
おまえ、明示せいつて言いまっしやないか。いわへんのか。言うやな。
また、言うてもらわんなあかんや。だから、斑鳩町、皆いつもちゃん
と、強いもん勝ちや。何も言わんとしやあはったところは、何もよう言
うていかへん。それではようなるとおもてはんのか。とりあえず、明
示については助役さん、回答してくれはったんで、その返答を待つて
からまた考えたい。それから6メートルについても、やっぱりちゃん
とした、こうして回答してんねんからね、その上の方については、こ
れも先ほど私が申し上げたように、わしが計りに行って、なんや狭い
なと思って計りに行ってから、5メートルになってまんねんと、こう
言う。誠意があるんなら、いやこういう具合にやってんけども、中へ
行ったら、神南の中の道も狭なるんで、もうこれで一杯やねと、これ
で何とか辛抱してくれへんかと、は、ここに書いてある河川法で無理
やねんと。普通言ったらでっせ。部長、笑ってる場合あるか。

都市建設
部長

今、笑ってると言うより、全く聞いてないというような話になるん
ですけど、私も平成6年から、担当させてもらいました、建設課で。
その時に、あの工事をするにあたって、6メートルないんです、協力
お願いしますという事で、地元へ寄せてもらって、色々意見聞かせて

もらいました。それで、ああいう形で整備を進めるという事で、堤課長と引継いでやってきてます。それを、全く聞いてないとか、そういう話ではないだろうという事で、今、思っただけです。

吉川委員 それは、いつどこでやらはりましたん。

都市建設 地元の集会所へ寄せてもらって、地元の方、相当集まってもらいました。その時に、あの時は、部長が、中永部長だったと思います。相当、地元の方からは言われました。言われましたけども、幅員はどうしてもとれない、今、吉川委員が言われるように、擁壁、もう築造されてます。河川断面はどうしても犯せない、橋梁、橋がかかっています。そうした事でこの部分については、取れないんです、協力してください、という事でお願いをして参りました。

吉川委員 今の部長の答弁でもね、一つ遅れてますやんか、出来てから来てんねや、それやったら。私も議事録もう一回見てみるけどね、神南のも調べてもらうけども、仮に部長が言うように、堤課長と中井部長と藤本課長が来て、そういう話があったと。しかし、そこで、きっちり、はっきり、覚書交わして、オッケーになってるのかね、ただ、あんなところは、いつもここに書いてるように、お願いしますとか、引き返してくれ、とか、書いてるだけや。うちは理解みたいなん、してへん。理解してくれ、って言ってるからそれでいいねん、そんなん、おかしな話ありまっか。それやったら、こうこうやります、だから、今のところは、確かに、もうその代わりやってもらってるので、それはもう終ってる話やけど、私が言いたかったのは、なぜ、町の方から、やる前に話がなかったんか、という事を言うてるねや。下の方のモリナガさんの所も、あれもそれで解決してると、課長言うからね、そんなん違うわ、と。今、擁壁をされた所だけが、もし、潰してやる場合には、大きな金かかるから、辛抱してくれ、それは私も神南の方に頼みました。その代わりに、お寺のところの明示をやっていただくという事で

お願いし、してもらったわけ。あれ、みな仮にやり直すのは大変やからね。それも、仮に始めに話あったら、そんなん、そこまでいかんでもよかったかも分かん、違いまっか。

都市建設
部長

今、委員ご指摘のように、当初の計画の段階で、ここは6メートルとれない、これは当然言っておくべきもんやと思います。ただ、その整備後において、右岸側を整備をしていかなあかんという時に、担当をさせていただいた中で、どうしてもとれない、という事で、お願いに寄せてもらって、色々ご意見伺いながら、整備をさせていただいたという事でございます。モリナガさんの所についても、私の時からそういう話もございました。当時の自治会長もその、名前出して悪いですけど、モリナガさんのお宅へ行って、協力してくださいという事でもお願いも行っていただきました。どうしても、その時点では協力をいただけなかった、協力いただけなくても、県も買収の対応について、お願いもしてきた経緯もあるわけですけれども、残念ながらその協力をいただけなかったという事で、今日に至ってるという事で、先ほど建設課長の方からありましたように、再度、話をして、できるだけ県の方で対応してもらえるように、努力をしていきたいという事をお願いという事でございます。

吉川委員

最後に、町へお願いしておきますけれども、やっぱりこういう事にならんように、仮に、堤課長、また助役さんも説明されたように、里道の明示だけやったら、これは、町はできない。何か事業をやって、そこを広げる場合は、やると。私の感覚では、先ほども申し上げてるように、個人の土地もお願いに行って、これを買収するのやなしに、舗装してもらって、広げて、みんなが快適に過ごせるようにしていこう、という事で話してるわけ。そんだけ、努力してるわけですねん。まだ、これから、入口のところで、難儀してんねん、それも行かん、またこれから。それも、どないなるか分からへん、はっきり言って。それでも、努力はしてんねや、うち。町はそんだけ努力してくれまし

たか。それは、ここに、私も神南の方に言われた。用地買収、そんなもん吉川さん、町でもらったいいねん。しかし、うちの覚書に、一応、そういうものについては、地元で協議する、協力するという事を謳ってあるので、私は最大限努力さしてもらってるねん。私の神南の自治会の、皆さんの言うように、口下手やから、ほんまに失礼な事言ってます。自分で感じる時あんねん。というのは、私はやっぱり何とかせん、と、何とかしようという気持ちがあるから、やってるだけでね。とりあえず、この覚書に対して、覚書に沿って実行というのか、やっていただけるように、お願いして、私は終わります。

委員長 他にございませんか。

小野委員 昼からしてください。私かて、一時間以上はかかると思います。

委員長 そしたら、お昼になりましたので、ここでまた休憩いたしまして、1時からまたよろしく願いいたします。

(午後 12 時 02 分 休憩)

(午後 12 時 59 分 再開)

委員長 再開します。

中川委員が用事で、昼から来られないという事でありますので、ご了承よろしく願いいたします。

それではその他について。

小野委員 まず、提出予定議案の方に戻ったような感じになるんですけどね、一つの提案としてね、泥縄式に教えてもらいに走ってましたので、登記の事ですので、色々あるという事で、結論的に言いますと、まず、解散してる法人の精算人が、言葉はちょっと適当じゃないですけど、捕まるかどうか、説明できるかどうかという事も、色々この抹消登記

するについての一つのポイントだという風に聞いております。その事が、精算人が、行方がつかめない状況であるのかどうか、まず、聞いておきます。

建設課長 午前中の、説明の中でも申し上げたんですけれども、この、山陽観光開発株式会社につきましては、重複になると思うんですけど、昭和59年12月2日に解散されました。その解散登記がその月の3日、あくる日ですね、解散登記されています。また、平成8年8月1日には、登記用紙の閉鎖もされている状況であって、今、ご質問いただいている精算人がおられたら、その方とそういった話をできるという状況にあるんですけれども、今のこの、山陽観光開発については、そういった形で、精算人も分からないという状況にあります。例えば、今、申されたように、精算人、他の関係で、精算人という形で会社は閉鎖されておって、解散されておって、精算人といわれる方がありました、事実ありました。その、あった物件については、その方とお話をして、今の抵当権、そういった物件について、合意を得て、手続をして、その後削除をした経緯がございます。以上であります。

小野委員 それでね、この山陽観光開発株式会社について、当時の関係者等の所在が調査したが、確認出来なかったと理由になっているんですが、という事は、そのあと、これを提訴するにつけてのね、顧問弁護士に依頼していくという方向なんですけど、簡易裁判所等への提訴については、今、司法書士の方で、受けられる司法書士がいてるんです。そのことについて、先ほど150万位の予算、とかいう話もされているんですが、抵当権の額、その他について、もう少し安く、司法書士の方で出来るんじゃないかなという事も考えられるんですが、司法書士の方で、提訴の代理人を務められるという事については、何か検討されていますか。

建設課長 特に、こういった物件でありましたので、訴えを提訴するという形

になりますと、先ほども申し上げましたように、町としても顧問弁護士さんがおられましたので、その方と今日まで協議をしてきました。ですから、今、委員が申されている司法書士さんについては、全く我々としても、考えてなかったという事です。調査等もしておりませんでした。

小野委員 6月議会で下司田の訴訟について、ある議員から、顧問弁護士にそれをお願いするという事が、何も決まったものではないんだろうという事で、いろんな意見もおっしゃったし、まして、司法書士がそういう方面で、法改正もされておりました、まさしくこういうものは、司法書士に代理人を頼んだ方が、こういう事言ったら弁護士さんに申し訳ないかも分からないけど、専門分野ですので、的確に、案外安くやっていただけるような可能性があるんです。是非とも、この議案については、私ら先ほどの時に何も言っていないのと一緒で、その後のことについては、今後研究していただきたいと、そのように一点、申し上げておきます。

それで、続けて発言させていただきますけどよろしいですね。先ほどの、里道の明示云々の件に関連して、なんですかね。少しちょっと教えてもらいたいなと思いますのは、法定外公共物の譲与を受けられて、それはあくまでも町道と同じような扱いをしているのか、と言いますのは、町道と同じような扱いをしていくんだったら、それについての道路台帳の整備も必要じゃないかなと思うんですが、その点はどうなんですか。

建設課長 後の、後々の管理という事なんですけど、これも、今日まで明示等されている書類を、今までは県で明示されて、書類も県で保管されておったんですけども、その譲与を受けた時には、所管の、当町でしたら、郡山土木事務所になるんですけれども、そちらからそういった既明示等の書類もあわせて引継ぎを受けました。もう一つ今言っている、道路台帳の関係につきましては、町としても、道路台帳もそうですし、

今のこの法定外もそうなんですけれども、台帳作りというのは、当然管理上必要になってくると思います。ですから、これについても、今年一年間合わせて、そういう事も合わせて、現在、調査、研究しております、その結果、台帳の関係についても整理していきたいという風に、我々としては考えております。

小野委員　　という事は、今までは里道町道という、認定道路というのは。今、譲受を受けた里道については、認定という手続を追わずに、町道と見なして管理していかなければならない、そのように考えてよろしいんですか。

建設課長　　町道については認定して道路、という形になっているんですけれども、この法定外公共物については、町道扱いと同じ形で、認定路線という形ではないという形で、今までと同じ形で、里道、国水という形で、法定外公共物の位置付けですので、この関係については、譲受を受ける前と同じ形で普通財産という形になりますので、内容とはちょっと、町道とは異なるという風に、我々としては考えております。

小野委員　　全く同じというのはおかしいなど、私もそう思うんですが、今までは里道はあくまでも国有財産、それで国土交通省所管で、受任者が斑鳩町長、そして、それは認定をうつ事によって、斑鳩町の町道だという事になってくるんだと思うんですが、今まで里道というのは、国有財産という、法定外公共物ですので、そういう感覚ですから、今、移譲を受けられたのは、法定外公共物の移譲を受けられたという事は、財産、今、課長もおっしゃったように、斑鳩町の財産という形でよろしいんですね。そうしたところで、やはり斑鳩町の財産を守るため、保全するためには、やはり、先ほど、助役さんが、こちらから積極的にはいく必要がないだろう、というような考えは、この際、やはり、積極的じゃなくても、そういう、いろんな地元との事業、交渉事があれば、やはり斑鳩町の財産として、明示をしてい必要があると思うん

です。その時に、明示という形で、立会いで、現場で杭を残していくという事も一つの明示の仕方なんですね。先ほどの舗装、未舗装どうのこの、という話も聞かせてもらってましたが、それで、舗装部分はこれだけです、それから、共有してもらってるところはこれだけです、それで、舗装の完了後に、そこへ明示された点に杭を打っておく。だけど、ある程度年月経ってきた時に、破損というのか、なくなってしまいう事も、いろんな事であると思うんですが、その時にやはり公文書として、確定書を残す必要があるんだと思うんです。復元可能な、というのか、皆さんが見てもらって、ここだと、納得する、それが明示の確定書なんです。そこらについて、明示の確定書、作成するについては、経費もかかります。立会いで鋳打つだけやったら、失礼だけど、休んできてもらったり、いろんな事もありますけれども、それは皆さんのためやから、という事で納得してもらえりけど、やはり図面で残しておくとか、座標で残しておくとなったら、専門の方へ発注しなければいけないと思うんですが、それらの事の経費の負担割合とか、それらについては、今後色々考えていかなければいけないと思うんですが、どのように認識されてるんですか。

都市建設
部長

委員ご指摘のように、費用負担の問題は当然あると思うんです。町が先ほど率先して明示していくという事になっても、その関係する隣接の方、当然メリットはありますから、その、面積に応じて負担をしてもらうか、また、里道部分の面積でいくと相当、民地側が多くなりますからその辺、今までの判例からいっても、面積に応じた負担というような形になっているように聞いております。だから、その辺の整理からしていかないといけないかなと、もし、そういう形でやっていくと、費用負担、今、個人さんから受けてますよ、という事については、個人さんの分の測量はしていただいておりますので、道路の求積は、ただ幅は決めてますけど、道路側の求積はしておりませんので、あくまでも民地側の人、土地の負担をしていただいているという解釈をさせてもらっていると、そうした事で、国有財産としての管理も今ま

でから個人さんから申請をいただいて、それで明示を確定するという方法をとられていたと、このようには、書類等、残っているというようなことです。

小野委員　そこでね、今、その法定外公共物が移譲されたという、町の財産になったという考え方で、以前から町道についてははっきりと線は出た。それから、町の中でのいろんな事業していく中には、そういう確定書も残してなかった場合が多かった。それは、個人が家を建てられる場合は、当然その個人から費用負担しなければいけないという事で。だけど、先ほどからのはっきりした事、私も分からないんですが、吉川委員がおっしゃった、地域、地元での何か事業を進めておられるように、解釈してるんですけど、そういう場合には、やはり個人、その個人に費用負担をお願いするのはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですが、そういう時に、どのような説明を、世話していただいている人がされるのか、やはり難しいと思うんです。今まで郡山土木の方で明示を出さなければいけない。そういう時は、明示を確定する時には、町の方での負担もあったというんです。事業を進めていく、道路拡幅とかいろんな事と重なってきてるから、その時のケースバイケースだと思うんですが、ちょうど今、この法定外公共物が移譲を受けたという段階で、きちっとした方針、打ち出しておく必要があるのかなと思うんですが、それらについては、今のところ、先ほどから堤課長がおっしゃっているように、今までの県が明示してた状態を、そのまま踏襲していかなければいけないのか、国有財産を県という地方自治体が、管理してた、国から直接じゃない。そういう、管理者と受任者との間の分と、今、この4月からですか、法定外公共物譲与完全になったというのはね。それは、あくまでも斑鳩町の財産であって、斑鳩町が管理してるのだから、もう少し弾力性をもった管理の仕方というのをね。国の財産を県という地方公共団体が管理を任されてた、というのと、また違うと思うんです。それが、やはり住民に優しい行政だと、私は思うんです。その点について、どのようにお考えになって

いるのか、お聞きしたいと思います。

助 役

今、小野委員がご指摘いただきましたように、法定外公共物といたしまして、町が移譲をこの4月に受けた訳でございます。そういう事から、里道の全てが町の財産になった。これは確かでございます。今までは国の財産で県が管理していたという事から、明示についてはそういう形でこられた。移譲を受ける時点においては、今まで通りの方式で、いわゆる管理をきちっとしていったらいいのと違うかという事の、移譲を受ける条件のひとつで言われていますから、今、小野委員がご指摘のような事はこちらはひとつも思わなかった訳であって、あくまでもこれまで通りの形で、申請してもらって明示していく。また、町がする場合は町が行なうという事でやっていきたいと、今も思っている訳です。ただ、今後、町の財産になった限りは町の財産のエリアというのは明確にしなければならない訳です。そうした場合にやはり、今、小野委員がおっしゃるような形を採って行かなければならない事態が起こるだろうと。ただ、斑鳩町だけの問題ではなく、他の町村も含めての問題になってくると思います。そういう事を含めて、隣接町村の考え方も聞いて、色々方向付けをしていきたいと思えます。ただ、すぐ言って、すぐ町がやるという事ではなく、今まで通りの形でこれから続けて行くものの、今、ご指摘のような形は、手法も考えて行かなければならないと、このように思います。

小野委員

いろいろ、他町との関連もあると思うんですが、その中でも、用途廃止してする場合あるでしょ。その時のやり方についても国は何も指示してないと私は理解しているし、当然、その用途廃止の条件というのは、今まで国が相手のときと、また町が町民に対して行なうのと、またもう少し弾力的にやれるんじゃないかなと思いますし、それが地方分権のひとつの効果でもないかなと、私も思っておりますので、是非とも、今までやった通りでやらなくてはいけないというような考え方は、私は住民のためにももう少し研究していただきたいと。弾力性を

もって行なっていたきたいと、そのように思います。

助 役 当然、言われるようにですね、今度は町の財産になったという事から、これまでよりも弾力的に町はできる訳でございますので、そういう事も含めてですね、やはり今後のひとつの課題として、検討してまいりたいと思います。

小野委員 それと、私の質問させていただきたいと思っておりました、8月3日ですか、県へよせてもらって回答いただいて、町長も同行していただいて、中林所長ですか、そこから色々聞かせていただいて、上田県議も私の横に座っていただいてまして、半分情けないなと思って帰ってきたんです。その中のひとつでね、先ほどから、私は名前忘れましたので、合流部分の、神南地域にある改修に伴っての移転ということがあがったという事を聞いてましたし、それでそのままになっているということで、吉川委員も何回もその事をおっしゃってますが、この中林所長がはっきりと言うているのが、もうあそこの改修事業は終わっているんだと、5、6年に終わっているんですかね、6年ですかね、あの辺りは、もうちょっと後なのかどうか知らないですけども、口頭で話されておるの聞いててね、終わっている事業だと、県としてはもうそのスタンスだと。当然、終わっている事業について、今更その立ち退きの事でいうか、用地の事で県としては動かせないということで、藤本部長も堤課長も聞いておられたと思うんですが、それで吉川委員が先ほど質問された中で、課長は検討して行かなければならないというような答弁いただいたんですが、町単独であそこの用地の話をして行かなければならないというように、私は理解したんですが、その点はどうなんですかね。県としてはもう事業としては終わっているんだから、それらについてはもう一切できないという回答だったと思うんですが、まだ県に色々交渉して行くのは、もうこれは出来ないんじゃないかなと私自身は思っておるんです。そうすれば、やはり地域の方に、5メートル、6メートル云々の話はまた後でしますが、

まずあそこで、県で改修された形の中で、出っ張ったような形になってしまって、道路としてはスムーズな法線を描けてないというのを、これを解消するのは、やはり町単独でやっていこうと、そのように決めておられるのですか、どうですか。

建設課長 建設水道常任委員会の委員さん、みんな土木の方へ行っていただいて、要望活動していただく中で、確かに所長の回答としては、委員も聞かれた通り、改修は終わっているから難しいという形の回答いただきました。これは確かに改修としては終わっているという状況にあります。それと、我々ちょっと話させていただいているのは、その中でも何とか、その方法があるだろうし、色々な面で出来ないかなということでのお話を以前からさせていただいておりますので、確かにそこで私も初めて出来ないという事を聞いたんで、もう少し時間をいただきたいなど。ただ、最終形の話も委員から出されているんですが、確かに堤防線の舗装も完了しておりますし、また、今おっしゃっている昭和町の方からの道路改良も、概ね今年度で終わろうという時期にきています。ですから、早急に我々としても、そういった方向性を定めていきたいという面はあるんですが、もう一度時間をいただきたいなど。もう少し時間をいただいて、県とも調整できるのであればしていきたいし、という事もありますので、今おっしゃるように、町という形もあろうかと思うんですが、もう少し県と話をする時間をいただきたいと思います。

小野委員 なぜそういう提案を、今まで吉川議員先頭に色々議会としても話させていただいてたということはね、県が事業やっている中でね、これをやっといってもらう方が、後で町でその用地の事も、バックしてもらおうとか、色んな事でね、町の方に負担を少なしようと、だから県が竜田川の改修工事をする時に地元からの要望という事を出しているです。だから、それを事業が進んでいく中で、やはり必ず、聞いてもらうようにやって行ってこそ、こういう問題が残らないんです。だから、

その当時、堤課長が担当やなかったと言うんやったら、それまでかわかりませんが、やはりそれでは済まないと思うんです。だから、今、あそこの町道の法線を直そうとしたら、町が全部負担せんなんです。だからもう、そういう方向でいかなければ地元との話の中ではできないと。それと、さかんに6メートルという事で最初、工事する前の要望の中での覚書があると、先ほど見せてもらってましたけど、それで着工して、確か藤本部長が地元へ説明に行ったと。それ以前に吉川議員は、あこ6メートルないぞというような事は、私も何か記憶あるんです。それがいつやったんか、どんな時期やったんかというのは分からんけど、少なくとも工事が終わって、事業が終わってる時点で足りない、5メートルほどしかない、その上でそれを納得してくださいと言って、地元へ説明に行って、いやだめやと言うことは聞いてないから、それでOKやというのはおかしいと思うんです。それと同じ事で、今の用地の話、あそこ法線を真っ直ぐにするという事は、当然、河川改修の中で、河川改修される時の断面、標準断面ね、それで河川幅、それから法、それで5メートルしか取れないという事は着工する前から分かっている筈なんです。途中で設計変更なんか、絶対しないと思うんです。設計した方が、できるだけ確保しようという事で、ちょっとどっちかへ振ったと説明しはったけど、ただ河川断面が決まってる。天端幅も5メートルしかないというのは初めから分かると思うんですけど。その点は全然、いつ着工されてというのも記憶ちょっと定かでないんやけど、説明会、一応覚書が交わされて、着工してすぐできたんでもないと思うんです。河川改修なんかする時に、ましてその上を町道にという事で、そういう話ができたらんやったら、その設計図面も建設課では確認していると思うんですが、その点はどういう事で、途中で5メートルになったのか、それはどういう事なんですか。

建設課長

竜田川の改修についての要望事項のひとつの中の関係なんですが、内容を見ますと、1番目で堤防の道路についての6メートルに、町道

にしてもらおう事という事で、地元からも要望があった訳ですが、その当時の回答なんです、これについては河川工事の中で河川管理用道路として行なわれますが、全工事完了し、完了検査後、各種手続きをもって町道として6メートルの幅員にしますという形で、ご答弁させてもらったと思います。この河川改修についても、私も前任者なり、色々以前から聞いておるのは、町でも治水事業の一環として、浸水もする、被害も起こるという事で、県に要望し、河川改修をしてもらうように事業をしていただきました。その中で、改修するについてはどうしても用地確保が必要だという問題が起こってきたと。町でも、また地元の中でも、大きく地元の中でも、そういった地域の中で用地交渉なり、またしていただいた訳です。その中で、1点目としては、事業されている場合については町としても一定の代替地の案も提示しながら、交渉もしてきましたし、また地元とも協議しながらしてきたと思います。その中でどうしてもその用地が確保できないという事態が起こってきた訳です。そうすると、そうしたら改修はできないという事がありますから、それについて方法として、河川断面を確保するには、今の拡幅の中で少し東の方へ振れば河川断面の確保ができるという形も上がってきた訳です。それで一定の計画線が出たと思うんですが、その中で、そうしたら地元としたら、堤防の道路ができるんですが、下の方にも元々の町道がありました。という事で、下の道路についてもその確保がされなければならないという問題が起こってきました。そうしたらその中で、通常の土身の堤防で断面確保する事が難しいから、その下と河川の断面の堤防敷きの境界のところに、今現在あるように擁壁がでてきて、通常の道路の確保をされたという経緯があります。その中で、一方では断面確保はそれで可能なんです、どうしても堤防の断面が幅員が取れない状況、5メートルの道路になると思うんですが、1メートル堤防の方の幅員が取れないという状況が起こってきたんです。その時点から、地元ともそういった話を協議しながら事業を進めて来ているという事です。本来、堤防としてはそういう形でできあがってきて、平成10年度から町のその道路改良によっ

て、占用を受けて6メートルの確保ができる分については確保して行こうという形で、町の道路事業としての取組みを行ってきた経緯があります。特に、本来、幅員がとれたら交互交通もできるんですが、5メートルという形で、また交通安全上の問題もありますし、ですから、例えば、塩田橋のところでしたら、橋もあり、また旧の道が低く下っておる関係で、公安対策の関係で、合わせて油屋橋といいます、元々は農耕用の橋という形もありますし、そこら辺の横断の関係等についても地元と協議させてもらいながら、今の状況になったという形になってます。ですから、確かに当初の目的、地元から要望されている6メートルという形で、その時点では町としても県に対して、その確保をするように町も働きかけてきましたし、またそういった断面を確保するために努力もしてきたと思います。この努力は町だけじゃなく、やはり地域の方もそういったお願いもしながら、してきた経緯があるんですが、それが確保ができないという状況から、必要最小限の道路幅員という形で、今現在の状況になっているというのが、大まかな経緯なんです。

小野委員　考え方というか、河川改修する時に定規図というのがあると思うんですね。その天端幅がなんぼと計画しておったんですか。だからね、天端を取ろうと思ったら、天端を広しようと思ったら、河川の高さというんですか、それをカットしたらなんぼでも広がってくる、二割勾配しておる。だから当初から、河川の流量計算しておると思いますから、それらについての断面は固定されとるんですよ。だから、私はそのまま工事は進んでいくとか、そしてしなければいけない。天端幅広げようと思ったら、当然下まで用地を広げやなあかん。その天端幅はいくらやと最初から計画しておったんですか。それが仮に5メートルやったら、その要望は聞かれへんねと、要望が実現しないんです。そうしたらどうしたらいいんやと、今、課長がおっしゃるように下の町道、どうするんや、こうするんや、当然できる。だから、河川の方は内側というんですか、そこの勾配と高さが必要なんですね。当然、

ああいう施工をするということは5メートルの標準の断面できてて、6メートルを確保しようという意思が全然働いてないというか、効いてないと思うんですよ。それと、地元と色々説明しながら工事を進められたというんですが、それは地元のどういう方に了承してもらって、そしてああいう形にでき上がったのか。少なくとも、地元一番近い、吉川議員が出来上がった時点で狭いなと思ったら、5メートルしかなかったから、この委員会でも確かに色々言うておられたです。だいぶ前の事で僕かて、いつ頃と言われて分からないけど、だから、河川改修する時の最初の図面、当初から5メートルしかなかったん違うかなと、私は思うんです。そうしたら、地元の要望をしっかりと向こうへ伝える義務のある町が、伝えてないんじゃないかと。川の方の勾配を立てるとか、そういう事は絶対河川の方は許可しないです。それと高さ、高さを1メートルに下げたら、二割あるからなんぼか広がりますよ、両方で。高さを下げるという事は溢水の危険があるからだめや。当初から定規図は、例えば、縦断的にも色んな橋が、塩田橋やもうひとつの下の橋や言うてはんねから、当然それは測量しておるはずや。あそこの河川改修では図面はもう、5メートルの天端しか、私は出来てないんじゃないかな。そしたらその時に、着工する前に、そういう地元の6メートル確保しなければいけないんですと、もっと強く言って、設計変更で横へ壁立てる。これも十分できたはずですよ。工事が終わってから壁立てたら、町道さわるという事で経費がいるんですよ。だから、県事業をやっていく中で、しっかりと地元からの要望をクリアするために、どつと言うとかんなら、先ほどの1軒、法線、邪魔しているような感じになってしまっている、その家の用地の話もね、今後、町に負担かかるんですよ。せやから、私らが、地元からそうして言われている事を、町の負担でいかんなあかん。県で負担して行けるように、やはり県の事業ももっと真剣に話もっていかんなあかん。どれぐらいの交渉をしておられたんかなと、疑問ですわ。それらの事については、また吉川議員もおっしゃるやろうと思うし、色々これからも話していかんと思うねけど、私はそれらの事を考えて、この前要

望に行った中で、例えば、県道天理斑鳩線については、地元自治会等から三代川改修を先行するよう要望されておりますと。そういう回答をいただいとる。それとか、富雄川については、結局水利権者とのご協力を得られるよう鋭意努めてますと。それが難航している状況であり、状況の打開にご協力をお願いいたしたい。この事については、浅井議員も色々どういう事やと言って、聞いておられる。そうしたら、これらは、こういう事を県が言っているんだったらどういう事で町が対応していかんか、地元の事ですからね。これらについて、どういう具合に協力をしていっておられるのか、協議されているのか、疑問やと思うんですよな。堤課長なんかも、部長なんかも、盛んに県へ出張していただいています。だけど地元の方で解決せんなん事もたくさんあるんです。これらについても、色々やってもらっている。私は理解している。解決していく方法というのは、地元の方に何回も交渉して、全体のためやということだね、理解してもらわんないかんねんと思うんですが、それらについてはなお一層やっていただきたいと思うんですが、計画的に交渉していただきたいと思いますが、何かこの前の回答をいただいて、これは何回も同じ事を繰り返していると思いますが、どうなんですかね。

都市建設 当然、今ご指摘いただいているように、斑鳩町の都市基盤の整備な
部長建設 ので、やはり町が率先して動いて行くというのが当然だと、このように
思います。そうした事で、まず、地元の考え方等、町が行ってお聞
かせ願うと。それを県と一緒に協議をして、どう対応していくかとか、
という事も今説明させていただいているところで、この27日ですか、
27日も地元の関係の方と何人かお集まり願いますんで、そこで話を
させていただくというような事も予定しておりますので、今まで明示
が出来ていなかった所も明示に向けて進んで来ているというような状
況でございますので、少し時間が開きましたが、早急に少しでも早く
用地買収できるように、努力していきたいと、このように考えており
ます。

小野委員 三代川については明示をとということなんですが、明示というのはどこまで、なんぼか進んでるんでしょ、以前に。明示というのは出来てるんでしょ。

都市建設 三代川の関係では、所長もこの前言ってましたように、J R 沿いで少し地籍混乱をしているという話の中で、当日、小野委員からもご指摘のあったように、早速、土地家屋調査士へ連絡とって、土木事務所とその辺の問題点、斑鳩町としても駅前整備の関係で J R と今話をやっているところなので、その問題点を早急に町にも言ってもらって、町も J R 側に話できる部分があれば話をさせてもらうという事で、今その作業にかかっているという状況です。河川の明示については終わっておるんですが、民民間の筆界について少し纏まっていないという所があると、このように聞いております。先ほど言いましたのは、天理斑鳩で少しまだ明示の未確定の部分がございます、今その作業をさせてもらっています。

小野委員 そうしたら、J R のとこの地図混だということだと理解したらよろしいんですね。それについては、そうしたら J R のとこまでは地図混乱してないからやれるというように理解したらよろしいんですか。

都市建設 下流部分の地権者、そして上物の所有者、この方には 8 月 3 日以降にも接触もさせてもらいながらやっています。ただ、J R 沿いの部分についてはそういう状況がございますので、まだ接触させていただいてないと、実際の用地の取得に向けた交渉的な話はさせてもらっていないという状況です。

小野委員 J R の鉄道敷きというんですか、鉄道用地というのは確かに地図は混乱しておるんですね。だけどそれは、色んな登記面とか、所有権の位置というのは明確にまだしておると思うんです。あそこは鉄道敷き

の管理図というのを持ってから、それが果たしてどうなのかといったら、現場ではきちっとしたものを、杭を打っているんです。だから、その民有地についてははっきりした境界線分かるし、中での地図混乱についてはJRは受身で待つとるんやろうけど、それは簡単にできるはずやし、その事が工事が着手していけるのが、10年以上止まっているという事は、原因には、私はならないと思うんです。だから、所長の、いみじくも言うたけど、元々は県道なんですね、三代川沿いは。それを、あそこの天理斑鳩線から北側へもって行って、こちらは町へ、落としてもらうといったら言葉適当やないけど、町道で、いろいろ工事やっていく中で、竜田川と逆なんですね。町の管理なんです、道路が。で、やはりそこらでやり難いんやという意味の事も、ちょっとおっしゃったような、これは官同志やから、官同志の協力があつたら、逆にやりやすいんです。道路自体の地図混乱があつても、今県の所有で町が、内務省の登記が残っておってなつてるとか、三代川なんぼか、何回か拡張しているからその分筆の、間違いといったら語弊あるけど、それで混乱しているところか、全部所有権が官だから、やれるんですよ、やる気あつたらすぐに。地図の混乱地。それらを解消していくのにそれをせずにでも、本来は町道とそういう所を重ねていったらやれると思うんやけどね。こんな回答出してくるというのは、まさしく何か斑鳩町と県とが意思の疎通も何にもなしに、おまえとこ早くせんかとか、協力せんかとか、言われているような気がしてしょうがないんですよ。その点、どうなんですか、実際。

都市建設
部長

そういう事は毛頭ございませんで、昨日も朝から土木事務所へ行って、用地課長と、天理斑鳩の関係ですが、地元対応をしていくに当たっての調整をさせてもらったと。それが先ほど言いました21日行かせていただく、その辺の調整。そして、三代川についても逐一状況を報告して、資料等いただいて、町には細部に渡っての資料は、県が委託されている部分がありますんで、細部の部分まで承知していない部分もありますんで、出来るだけそういう部分も全部いただくようにし

て、こちらも同じ頭で対応できるようにしていきたいという事で、昨日、その書類の提供を依頼してきたという事でございます。

小野委員 天理斑鳩線の用地の事についても、丁度部長が課長の時ね、郡山土木の用地課と管理課、その中でのいろいろな、引合いというんですかね、そんなんがあつて、難しいねなという事、現場でも私も立会しましたけどね、その中で、私の事やから管理の方との話は用地つけよやと、そんな話もした経緯もあるし、なんか、その官同志、郡山土木の中の用地課と管理課とでも、あまり残しておきたくないけど、なんかぎくしゃくしておったような感じもしたし、こんな事あんまり出したないんやけど、それ以上にね、県と町とがね、私じっくりいってないように思うねけどね。だから、事業をお互いが進めるのが、嫌といたら怒らんといてや、嫌でお互いに、県がこうやとか、今の場合でも、地図混乱地域やと、これ言われた時に私は聞きましたね、いつから地籍混乱ですかと言ってここで聞いた、向こうへ行って所長に言いました、発注いつしてはりましたんか、何もしてない、こんなん理由にならへん、いい訳ですよ。そしたら、なぜ進まないのか、他に原因があるんかなと疑いたなります。ひとつずつ解決していかんなんやったら、こんなん、当初から分かってる。今までやったら明示が確定しないんですよとか、明示を出してもらったら確定するやんかという事で、あれも何年前にやっても。ひとつクリアしたよってに、すぐ着工できるのかといたら、いやまたこれです、これですと、出来ないような事を後から一杯付けているように思うねけどね。この際ね、しっかりやらんなあかんと思う。県事業でも、毎回、これやっ取るんです。本腰入れて一緒にやりましょや。そない思うんやけど、どうですか担当部長。

都市建設 何回も同じ話になりますが、昨日は土木へ行って、一昨日は土木から来てもらって、1時半頃から夕方5時頃まで、地元の水利関係の調整させてもらっています。それを受けて、昨日行った訳ですが、そう

いった事で天理斑鳩についても、一部予算付けていただいていますし、三代川についても予算付けていただいていますから、その執行に向けて町も率先して県と協力してやっていくという事で、今、頑張っていくという事で、ご理解願いたいと思います。

小野委員　まあ、昼までで委員会終わると言うような感じで進めやったんやろうけど、昼食とってもらって、いろいろこういうような事で、ほんまにやらんなら、何年もこういう形になつとると思うしね、部長そんな伏せんでもいいやん、一緒にやろうや。一緒にやらしてもらおうやから、えろ言うてるんやし、その先に下水の方では、上下水道部長怖いなと思って、あまりよう言わんねけど、予算ないのでできませんやんとか、言うてくれんねけどね、それらについても、住民にもっと説明が付けられるような事でね、やっていかんならね、いつまで経って不信ですよ。住民は何でやろ、何でできへんねやろ、せやから変に職員の事でね、言われますのでね、やりましょ、それだけです。一緒にみんなやって行って、みんなに見せたらよろしいですやん。22年まではこういう順序でやる予定です。これはあくまで予定です言って、さっきの話やないけど、それも出してもらっていいと、私は思う。それでやれなかったら、その年にやると言ったけどやれへんだ、それはちゃんと理由が立ちますやん。予算が付かなかったんです。国が財政的にやっぱり苦しいんですという事、説明したらしまいの事で、それより、いつか分からんね、いつやるか分からへんと言うている方が、やはり住民は不信を重ねていくと、私は思うんです。だからもっとしっかりした、プランあるんやから、それを実行していく構えをしてもらわんなら、それを出してもらおうと、やっぱり改めてもらいたいと思うんですが、助役さん、その点どうなんですかね。

助 役　当然おっしゃるようになりますね、積極的に取り組んでいかなければならない案件でございます。余計な事ではございますが、昨日、天理斑鳩線の関係の方が来られまして、今度の郡山土木の係はしっかりやる

と言って、大変評価されていまして。そういう事から我々もやらなければいかんという事も、私に言われていたので、今小野委員もおっしゃるように、議員の協力も得ながら頑張っていきたいと、このように思っております。

小野委員　この県事業については、これで結構です。また、いろいろ頑張ってもらって一緒に協力させてもらいたいと、そのように思います。終わります。

委員長　他にございませんか。

吉川委員　この前の委員会で、今年度の事業について積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしますという事なんですが、いつも聞く話なんで、その後それに向かって何か部課長で話し合うとか、町の方で話し合われた事はあるのかですな。

助 役　もちろん、事業の執行につきましては積極的に取り組むよう、私を含めながら部課長で協議をし、遅れのないようにやっていかなければならないという事で頑張っておる訳でございます。ただ、ご指摘のようになる訳でございますが、相手がある箇所もございますので、なかなかうまく行かない、門前払いというような事もございます。それらについても、積極的に交渉をしてほしいという事で、部課長にお願いしているという事でございます。我々はそれをしていくのが仕事でございますので、また議員のお力も借りながら、先ほども小野委員もおっしゃったように力を借りながら、前進に前進を重ねてまいりたいと、このように思います。

委員長　暫時休憩いたします。

(午後1時56分 休憩)

(午後1時57分 再開)

委員長

再開いたします。

その他について何かございませんでしょうか。

浅井委員

住民の方なんですが、目安の出光のスタンドありますね、あの向こう、目安へ入る道の所、信号つけてくれという事で、前から何遍も私も聞いてますねけど、つけられないと。三代川の所にひとつ信号があると、その間もうひとつ付けたら狭すぎて具合悪いという事ですが、河合へ渡ったら、今、名阪の下、潜って直ぐに信号あって、今度、パチンコ屋の所信号つきましたね、そこから、あこの十字路、穴闇行くところ、広瀬神社行くところ、入ってますやろ、斑鳩町付けられへんのかという事を住民の方が言われてます。これはまあ、はっきり言いますと目安の住民の方なんですが、なぜあかんのかという事、聞いてくれという事ですねけど。分かりますか。

建設課長

信号機の設置の関係なんですが、特に信号機になりますと、交通量、また歩行者の通行量、そういう形で県の公安委員会の方でも、そういった数値を基に設置されている経緯があります。それ以外に、町内でも多くの他の所でも要望しているところがあるんですが、やはり優先度の高い所から公安委員会も設置、現在もされております。ですから、今おっしゃる所の部分につきましては、ひとつは三叉路になってます。町道、県道の三叉路という形の部分があります。一方、本来あそこには横断歩道が設置されておって、県道の両サイドには歩道が設置されております。特に信号機で渡って行かれる場合、恐らく東側へ渡られるという形もあるんですが、特にその北側にはいかるがホールがありまして、その当時もそういった事でホールの関係で要望もしてきました経緯があります。そこでも信号機の設置は、やはり委員もご指摘のように、大和川の堤防の所と三代川の所に信号機が双方にあって、なかなか設置が難しい。特に、近接する関係もあって難しいというこ

とで、そういった関係も含めて、横断歩道橋を造ってもらった経緯があります。本来は我々としては、住民の方に確かに一番近くで渡ればいいんですが、そうした周辺に今の歩道橋につきましては、人もそうですし、自転車でも横断できるという歩道橋を設置していただいておりますので、出来れば周辺でそうした施設があるんですから、その施設を利用していただきたいなと思います。それから、特に催し物が多いときには、今おっしゃっておられるように、確かに東側へ渡られる方もあるんですが、歩道橋もそうした形で交通安全上、設置されていますので、それを利用して渡っていただくという形でお願いしたいと思うんですが、今の段階ではなかなか場所的には、町が今現在要望している箇所からみますと、なかなか難しいのではないかと、私自身は理解しています。

浅井委員

今、課長が言われたとおり、そう思ってますが、課長の同じ自治会の事であって、私にこういう事を言われるという事は、何回かこの話を私も聞きました。その方も目安は昔から斑鳩町みたいな所やと言って、高田枚方線つけるときに、一番先賛成して、あの橋を架けて、うちらは阿波へ行くんだと、河合は昔から所帯できるくらい、おっきい町で何でもあった。目安の人は一番端やから、向こうへ出ると言って先に協力して、高田枚方線ついたと、私はそれは役しておって分かっております。しかし、あこで歩道できた時に誰も通らない歩道やと、せんど言われて、私も通らん歩道やったらとったらええなど、取ってくれと言うたこともあります。現在、議員でておられませんが、その代わり、うちも返すからという話をしたことがございますが、目安の方からああいう事言われて、あかんかったら河合の町長に言うと、私にこない言わはりまんねん。脅しかけてんのけとわし言いまんねん。ぶっちゃけた話。今言う、交通量、通行量見て、勘案して県も、公安委員会も、信号なり、歩道もできると思いますねけど、その方理解できないと。今言うてるいかるがホールの歩道は大変立派な歩道です。軽四でも乗って走れますわ。両方ともに大きな歩道つけてもらったか

ら、それを通して向こうへ渡ってくれはったらいいねけど、その方はいつでもいかはる所は私も知っておりますので、そこまで行きたいのに渡るのに危ないと、目安がここ出るのにこれくらい、交通量速いのに、なんで付けてくれやへんかという事を言われていると思います。そういう事をわしに言われたら、目安から委員長出してもらってて、私にそんな事いわんのかなんなと思って、私も住民の方やしいらんという事いえへんし、今日の常任委員会で一応質問させてもらうという事でさせてもらいましてんけども、委員長もまた課長さんも同じ所なんで、見て聞かはったら回答出してくれはったら私もそない言いますので、河合町がパチンコ屋で賑やかになりました。短距離に3つの信号あるやないかと、なんでここあかんねという事、言われた時に私もちよっと返答困って今日の委員会に聞きますと言うてましたんで、もしか聞かれたらこういう事ですと、また言っていたら、私もこの返事はしますけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

小野委員 交通量云々の話をしたら、河合町の中で道つきましたわね。西大和に抜ける。あの途中に昔からある交差点ですよ、小さいです、はっきり言って。あこも信号ついとるんですよ。僕かてね、あこ通って、びっくりした。だからね、それを住民が見たらね、冗談で河合町の町長に頼みに行くわとか、それは冗談も何でもないと思う。僕らでも思うわ。という事は、公安委員会とかへ、もっと積極的に言うべきと違うんかな。そりゃ、県道の交通量、これは一緒やと思う。だからそれらについては同じやねし、ましてそっから西大和へ抜けとるあの道や。途中で信号ついとる。課長知っているやろ。そうしたら、いつも私かて龍田の方であこ信号つかへんかなとか、俺、議会へ来させてもらった時から言われた。せやけど、もう、今はもう諦めてます。だけどそれはもう言うてある、浅井議員が言うたると言うてはんねから、しっかりと、どういう交渉になんのか知らんけど、公安委員会やから、県になんのかどうか知らんけどね、それらもやっぱり、しっかりとやってもうてね、そういうような事を斑鳩の住民からね、隣の町の首長

に頼むでとか、そんな冗談をね、言われんように頑張っていかないかと思う。だから、早速そういう事でもね、今までから何箇所もあるはずや。私も言うている所ある。もう忘れたかも分らんけど。頼んでたところね。そしたら近いからだめやとかね。その時、その時の、持って行ってないと思うんや。設置する話をね。その時どうやろう、議会からね、住民からの要望やねけどもどうやろうと言われた時にね、答弁したらそんでええねと思っておられるように思うんやけど、ひとつずつそういう要望があがったりした場合に、出してはんねやろか、どうなんです。公安委員会へ、道路によって違うんかわかんけど、そういう信号機設置というものについては、どこが窓口で、どこへどういう働きかけをしておられるのか、的確に教えてください。

建設課長 交通規制にかかわる信号機の関係なんですが、これにつきましては住民の方から要望いただきますと、まず西和警察署の方へ依頼いたしまして西和警察署から県の公安委員会の方に設置の要望をされるという形になってます。ですから、ほとんど、要望いただく所については、そういった団体とか多いわけですが、個人の方もおられますが、そういった形で場所の確認なりしながら、また警察とも協議をさせていただきますんで、本来手続きについては、そういう風な形で、まず西和警察署の方へ出していただくと言う形で、警察から県の公安委員会へ申出していただくと言う形になってます。

小野委員 そうしたら西和警察署へ、河合町も同じ西和警察署です、そうしたらこんなん自分らの事で言うのおかしいけど、斑鳩の町議会議員はね、やさしいんですよ。自分らがこういうようやから、そしたらもう終わっている、そしたらもう言わない、そんな状態違うんかなと。あそこ、あんなどこへ2つもばあんについて、啞然とした。だからそういう事で西和警察署へいろいろ町から定期的にやっておられるんかどうか、疑問ですよ。どうなんですか、それらは住民のために積極的にやってくださいよ。住民へ説明するだけじゃないですよ。こんなとこまで要

るんかなというところまでね、話を持って行ってくださいよ。表彰状、送っているだけが能じゃないと思う。だから、こういうもんをちゃんと設置してください、どんどん行かんなら、同じ西和警察署やもんな、せやからそこらについて、もっと積極的にやってください。どうですか。

建設課長 特に、委員ご指摘されているように、関係機関への働きかけにつきましても、特に、交通安全施設、また交通安全関連につきましても、平成16年度から建設課に所管替えいたしましてやっておりますし、係もおりますし、私どもも合わせて要望活動にも努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小野委員 交通安全施設の考え方とか、その窓口があっちこっち変わって行くという事も、私は疑問に思ってますしね、しっかりと引継ぎをやってもうたのかというものの疑問を感じてます。つかないという事実からね。それから県の事業が進まないという事実ですね。それからそういう具合に思わざるを得ないんですよね。だから是非とも改善してもらいたいと、そういう組織自体も改善してもらわんといかんのじゃないかなと、私は思ひます。それだけ意見として言うときます。

委員長 他に、よろしいでしょうか。

次に、9月議会の決算審査特別委員会委員の選出についてですが、副委員長の方で確認をしていただきましたように建設水道常任委員会から、中川議員、飯高議員にお願いしたいと思ひますので両委員にはよろしくお願ひいたします。

委員長 次に、先ほども話がありましたように、先般、斑鳩町における県事業について、早期実現等について郡山土木事務所に要望書の提出にお願いしていただきまして、ありがとうございました。

また、町長をはじめ上田県議会議員さん、担当部課長のみなさん方

には公務ご多忙の中、ご無理をお願いいたしましたにもかかわらず、当日ご同行、要望をいただきましてありがとうございます。

県におかれましては早速文書で一定の回答をしていただきまして、委員長として厚く御礼申し上げます。

理事者の皆様方におかれましては、今後とも事業の進展方につきまして、尽力いただきますように、どうぞよろしくお願いを致します。

なお、委員皆さまには本要望書提出につきまして斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の規定により、9月議会において、公益に関する出張について報告承認を求める手続きを取らせていただきたいと思いますので、了承いただきますようよろしくお願いを致します。

委員長 その他については、これをもって終了します。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午後2時13分 閉会)